

濟の再建等一切の國內經濟に關する課題の解決は英米兩國の動向と密接不可分なるものであり、更に進んで英米兩國市場との結合如何に依つて國內問題の大半は決せられるのである。此のことは加奈陀にあつては國內經濟政策があり得ないと云ふのではなく、國內經濟政策の展開は對英米經濟政策に結び付かずしては何らの現實性も與へられないと云ふ意味である。再建黨、社會信用黨が急進的な對内政綱を掲げたにも拘らず殆んど進出し得ず、徒らにベネット政策に對する人心の不信を激成するに資したにすぎなかつたことは大半右の理由から説明出來よう。勿論合衆國自身に於けるニュー・ディールの不成功にも右新政黨不成績の因が求められようが、かかる説明自身が對米紐帶の強さを物語るものである。

第二節 米加通商協定とオツタワ協定修正

ベネット政府に代つて政權に就いた自由黨首キングはまづベネット内閣閣僚數よりも五人減少させた十六人を以て内閣を組織し、ダンニングを藏相として就任せしめた。併しキング施政に取つて重の大なる問題は既に述べた處に依つて明示せられて居る。即ち國內問題としては國內失業の解消であり、對外問題としては關稅低下政策に依る加奈陀通商の促進であつた。まづキング施政第一歩に於け

る成果は米加通商協定の締結に依つて實現せられたのである。

一 米加通商協定の成立

ハル通商政綱、加奈陀の自由貿易の合致と云ふ點で米加協定成立の原則的地盤は既に與へられて居り、是が礎石は夙にベネットの提案に依つて置かれて居たのであつたから、キングの立場は極めて安易なるものであると斷定し得るであらう。併し、加奈陀側の對米要求の中最も切望されたものは農產物に對するコンセツションであり、又合衆國の場合にあつても此の農產品市場の打開こそハル通商政綱の第一目的であつた。此處にまづ第一の難點がある。更にキング内閣は加奈陀東部工業の支持をも多大に受けて總選舉史上未曾有の大勝利を占めたのであるから合衆國製造工業品に對して多大のコンセツションを與へることも出來ない事情にある。此處に第二の難點がある。かかる二つの難點は結局加奈陀經濟の發展に依る合衆國經濟への相似に基くものであると云へようが、兎に角是の點より米加協定の内容が限定せられざるを得ないことは推察に難くなかつた。かかる性質は左の如き協定の内容を見る場合更に明らかにせられよう。

(一) 相互に關稅上の無條件最惠國待遇を與へる——但し加奈陀側は合衆國特惠稅率、合衆國側はその海外領土及び玖馬に對する特惠を除外する。

- (1) 加奈陀は(1)六十八品目に付き關稅を最低稅率以下に引き下げ、(2)二十品目に付き無稅とし、
 (3) 七十七品目に付現存中間稅率を引き上げること、(4)現存無稅品目十五種に課稅せざることを保障し
 合衆國は是に對して(1)六十三品目に付き關稅を引き下げ、(2)現存二十一品目の無稅繼續を保障し、(3)
 四品目に付き現行稅率を引き上げざること。

本協定は無條件的最惠原理と協定稅率とを約定した點で注目すべきである。一九二一年以來合衆國
 は無條件主義を樹立して以來十數ヶ國との間に此の種の條約を締結し來つたが、一九二二年當時にあ
 つては他國と新たに互惠條約を締結する必要はなく從來から効力を有して居た特殊國との互惠條約が
 あつたのみであり、又その互惠條約は第三國に對し最惠國民待遇を認めないものであつた。かかる合
 衆國在來の傳統が破棄されて無條件的最惠國原理と協定稅率の双方を約し、協定稅率の第三國への均
 露を承認したのである。併し「締約國は第三國よりの輸入に對して相手國の輸入に對すると異なる
 か、又はより高い關稅、租稅乃至經費を課さないし、或ひは異なるか或ひはより負擔の多い嚴重な
 規定を適用し、手続きを要求しない」^(註)と云ふが如き無條件最惠待遇の原理は、此處では加奈陀
 の英帝國特惠稅率、合衆國の海外領土及び玖馬に對する待遇を除外すると云ふ條件に依つて破られて
 居る。合衆國側の海外領土及び玖馬への特別稅率の設定は特惠稅率に當り、此處に云ふ協定稅率は米

國品に對し差別待遇をなす國には適用されないのであるから、合衆國は正に一般、中間、特惠と云ふ
 三段構への關稅を有することとなり、從來の單一關稅制度は拋棄された譯である^(註二)。合衆國側の特
 惠容認の代りに加奈陀側の對英特惠を容認したことは合衆國がオツタワ協定を正式に認めたことを意
 味し、加奈陀は米加協定を通じて英米の中間者となり、從來の英米協定の素地を形成した譯である。
 即ち加奈陀は米革兩者間に於いて演ずるその役割、即ち英米の利害が分立し分裂せんとする——オツ
 タワ協定締結後の情勢は正にかかる時期であつた——に當り、是が調和に資する中間者としての役割
 を演じ始めるのである。

(註一) League of Nations, Recommendations of the Economic Committee Relating To Tariff Policy and the Most Favoured Nation Clause, '933 II. 9. p. 21.

米國の學者は最惠國待遇を解して「貿易の機會均等」(Equality of trading opportunity) と言つて居るが、米加協定で云ふ最惠國待遇原理は正にかくの如きものである。

(註二) 加奈陀は三段構への關稅を探り、合衆國も又三段構への關稅制度に入つたが、更にオツタワ協定後英國も又雙務的通商協定を締結するに至るや關稅を三段に複雜化するに至つた。即ち輸入品の原產地が英帝國內のものであるか、双務的讓歩を行なつた國であるか、更にその他の國であるかに依つて同一商品の關稅を變更して居る。かくて英米加共に三段構への關稅體制を採用することになり英米加三國協定に至る關稅體制の接近が認められる。然るに米國の場合は一般關稅としてホーリー・スムート關稅と云ふ高度の關稅基準が與へられて關稅が複雜化するに從つて關稅障壁が低下するに至つたが、英國の場合にはコンセツシヨンを與へ、

るため關稅を設置すると云ふ方向に進んだ（英加協定の場合）。かかる同じ關稅精細化の歩を進め乍ら英米二國の關稅障壁は相反する傾向を示したが、是が調和に當り加奈陀の三段關稅が一つの目途となつた點は忘れられてはならないであらう。

二 協 定 の 内 容

偕て具體的なコンセツションに就いて説明しよう。ホーレイ・スマート關稅に依つて多大の打撃を受けた加奈陀生産物は農產物及び食糧品であつたことを想起すれば、キングの對米要求は是が緩和に向ふ可きは當然であらう。併し他方合衆國側に取つて農產物及び食糧品のコンセツションは一舉に與へ得るものではなかつた。米加協定交渉途上合衆國農業團體は牝牛、酪牛、ミルク、クリーム、馬鈴薯に對する關稅引き下げに就いて多大の反対を表明した事實は此の間の消息を物語るものである。かくて合衆國は是ら生産物に對する關稅低下を漸進的ならしめ、農業團體の反対を緩和するため割當制下の關稅引き下げ方策を採つたのである。しかしこれに明らかな如く大半の場合割當量は實際輸入額より多いものであるから、かかる割當制度の採用は輸入制限を目指すものでない點は注目すべき持質と見られねばならない。その他關稅低下を見たものは家禽、チーズ、蕪、林檎、魚類、ニッケル等

一九三六年米加協定に於ける合衆國の關稅割當

品 目	關 稅 率		割 當 量	一九三六年 實際輸入量
	單 位	一九二五年	一九三六年	
クリーム				
鹹味あるものなきもの	ガロン	五六・六仙	三五仙	ガロン 一、五〇〇、〇〇〇
犢				四四、三九六
二百封度以下	封 度	二½仙	一½仙	
白乃至愛蘭種馬鈴薯	十二月—二月	百封度	七五仙	六〇仙
	三月—十一月	百封度	七五仙	四五仙
酪 牛				ブツシユル ブツシエル
七百封度以上	封 度	三 仙	一½仙	七五〇、〇〇〇
ダグラス種櫻及び西歐種ツガ材				七四七、九二三
關 稅 率	百萬板尺	一弗 五〇仙	百萬板尺	二五〇、〇〇〇
歲 入 稅	百萬板尺	三弗一、五〇弗	四萬板尺	一五〇、七二〇

(註) Bidwell, *The Invisible Tariff*, pp. 154-5.

であり、又獸類飼料等三品目は現行稅率据置、バルブ材、バルブ、新聞用紙その他の林產類、蛤、蟹、蝦等の水產類、毛皮等は無稅據置と云ふコンセツションを與へられた。稅率低下の程度は左表の如くであるが、無稅品の輸入額は一九二九年に於ける加奈陀よりの輸入總額の約四五%に及び、關稅率の

合衆國の對加コンセツション（一九三五年米加協定）

一九六

低下割合	品目數	低下割合	品目數
五〇%	二七品目	二五一四九%	三二品目
二五%—現行税率の確定	八品目	無税輸入の確認せられたもの	二一品目

變更に依る影響は全輸入額の六〇%に達して居る。是に依つて利益を受くる産業はブリティッシュ・コロンビアの木材及び漁業、平原地方の畜産、東部地方の酪農業、畜産、木材、バルブ、製紙、電氣冶金工業、沿海諸州の木材、漁業、馬鈴薯等であつた。是に對し加奈陀は機械類、特に農業機械の税率を二五%から一二/ $\frac{1}{2}$ %に半減した外、石炭、鐵、電氣冷藏庫、ラヂオ、ミシン、ガソリン、綿製品、絹製品等に對し中間税率を適用し、米國よりの有税輸入品の三分の一に就いて關稅低減を行ひ、その品目は八十八に及んで居る。是に依つて利益を受けた合衆國産業は東部及び中部の工業であつた。斯くの如く米加兩國の關稅コンセツションは漸進的に關稅低下の歩を進めたのであつたが、先に述べた英加協定に比して米加協定は極めて小規模のものに過ぎず、ニューヨーク・タイムズ紙が評した如く同協定は正に「關稅障壁低下に對する一步である」にすぎなかつた。併し此處で我々は米加接近が極めて強いと云ふ明白な事實を想起しなければならない。又かかる事實があつたからこそ、右タワ協定の修正である。

の如き小規模の相互コンセツションに依つても相互の消費は促進せられたのである。即ち、米加協定の施行せられた一九三五年一月より八月に至る間に加奈陀の對米輸出は二億四千萬弗に上り前年同期の二億千五百萬弗に比し二千七百萬弗を増加し、他方對米輸入は二億三千五百九十五萬弗となり前年同期の二億八百三十九萬弗に比し二千七百六十萬弗の増加であつて、丁度増加程度は同額となつて居る。かくて同協定は合衆國の農業と加奈陀の製造工業に多少の不満を與へつても兎に角漸進的一石を置き得たのであつた。併し是は飽くまで礎石にすぎなかつたことは加奈陀の取得したコンセツションにも拘らず、クリームの對米移動は此の八ヶ月間に僅か一萬千弗であつた事實や木材及び同製品の輸出高が前年同期の九百萬弗から逆に六百萬弗に減少したと云ふ數字に依つてもその一班は知られよう。とは云へベネット高度保護政策是正の第一步はまづ成功したと云はねばならない。第二石はオツタワ協定の修正である。

三 オツタワ協定の修正——一九三七年の英加協定

米加協定の成立に依り加奈陀は兎に角一應の成功を贏ち得た譯であるが、かくの如き對米接近は同時に對英接近を伴はねばならない。蓋し米英兩國に對する加奈陀の紐帶關係が加奈陀に取つて有利で

ある時期に際し、兩國勢力は均衡點にあつた譯だから一方に開放した自己の市場を他方に開放しないと云ふことは中間者たる加奈陀としては不可能であつたからである。

又先に見た如く英加協定は加奈陀に對し著しい利益を與へたが、英國側に取つては誠に不満足なものであり、此の不満は早晚解決せられねばならなかつた。更に今回の英加協定の當事者たるキングはオツタワ協定修正論者であつた。勿論キングはオツタワ協定を否定する譯でないが、是を次の如く批判したのであつた。即ちオツタワ會議騒動に於いてボーラードワインのなした演説に明らかなる如く外國關稅の引き上げに依らず帝國內特惠の引き下げに依り帝國內貿易の促進を計ると云ふのがオツタワ會議の基本的原理なるにも拘らず、ベネットは帝國內特惠を据置き外國に對する關稅を引き上げることに依つて貿易障壁を高くして了つた。これは寧ろボーラードワインの途に從つて英加協定を改訂するのが合理的であると論じたのである。總選舉に於ける勝利も又かかる論旨に依つて一部もたらされたものであつた。

一九三七年のオツタワ協定の期限到来を前にして一九三六年六月末加奈陀藏相は英京倫敦に向け出發した。此處でオツタワ協定締結に當つて英本國が採つた態度、即ち英帝國內諸領全般の結合を英帝國內特惠と云ふ統一的要素に依つて纏めようとした方針を想ひ浮べ、貿易障壁低下に對するかかる多

角的交渉が英本國に取つて成果を期し得なかつた點を銘記するならば、オツタワ協定の訂正は當然双務的交渉の途に據ることとなる可きは推察に難くないであらう。實にボーラードワインは先きにも述べた様に多角的交渉よりも双務的交渉を選んで居たのである。今回のオツタワ協定修正を前にしても、改めてオツタワ協定は個別的に修正さる可きことをボーラードワイン自身聲明したのであつた。^(註)

(註) 此處で英國通商政策の發展に就いて若干説明を加へねばならない。既に述べた如く一九二七年ボーラードワインは、低關稅集團の創設は非加盟國に對する差刷的待遇を伴ひ、報復と關稅戰爭を生むと云ひ乍ら、英帝國と云ふ關稅集團を結成したのであつたが、更に彼は双務的交渉に依る以外實際的成果は期し難い旨を言明したのであつた。一双務的通商條約制度は爾來英本國の通商政策の根本特色となつたのである。しかし英國の双務的通商條約制度はタスカ博士の説明して居る如く、多角的協定に依る通商關係の全般的再建を企圖したものではなく、その目的は一方の市場に輸出を増進し、他の國から債權の取り立てを行はんとする二つの目的に出でたものである。蓋しオツタワ協定に依り、英帝國市場の自由市場より封鎖市場への轉換がもたらされた結果、世界貿易戰は益々激化し、英國の外國に對する貿易、投資の利益は愈々危殆に瀕するとの情勢に直面したからである。かくて英國の政策は一九三三年以降英帝國擴大運動、スター・リング・ブロック結成に發展し、諾威、丁昧、瑞典、芬蘭、ラトヴィア、リトニア、エストニア、アルゼンチン、ソ聯と矢繼早に協定を締結して、是ら英帝國以外の國にも輸入稅を免除し、又は低率關稅即ち特惠關稅を保證したのであつた。是は英帝國特惠を統一的要素とするオツタワ協定の英本國自身に依る修正である。かくてかかる既定の方針が英加協定の期限満了と共に加奈陀にも適用せられたにすぎないと見られよう。

以上に述べ來つた處に依つてオツタワ協定の改訂の重點が加奈陀側のコンセッショーンの擴大にあ

り、英國側のそれにはないことは説明するまでもあるまい。一九三七年二月發表された英加協定は此の事實を物語つて居る。即ち加奈陀側は綿織物、毛織物、化學製品、鐵鋼機械等に就いて關稅引下を與へ、此の引き下げは對加輸出の四〇%に及び、零にまで引き下げられた品目は百五十品目に達した。

次表は明らかにオツタワ協定の改訂が中間稅率の引き上げに依らず特惠稅率の引き下げに依つて行は

加奈陀關稅率の變化

品 目	P		I	
	一九三二年十一月	一九三七年四月	一九三七年四月	一九三七年四月
食卓用品	無稅	三五%	無稅	三五%
原鋼板(噸當り)幅六十六吋以上	無稅	六弗	無稅	六弗
錫鍛品	一七 $\frac{1}{2}$ —二二 $\frac{1}{2}$ %	二〇—二七 $\frac{1}{2}$ %	二〇—二七 $\frac{1}{2}$ %	二〇—二七 $\frac{1}{2}$ %
綿布(註)	他に一封度に付	二〇仙	三 $\frac{1}{2}$ 仙	三 $\frac{1}{2}$ 仙
綿織物	他に一封度に付	二七 $\frac{1}{2}$ %	三〇%	二七 $\frac{1}{2}$ %
毛織物	他に一封度に付	一八 $\frac{3}{4}$ 仙	三 $\frac{1}{2}$ %	二五%
無煙炭(噸當り)	無稅	一八 $\frac{3}{4}$ 仙	三五%	三〇%
		五〇仙	一二仙	三〇仙
			零	零

(註) 漂白せざるもの、漂白せるもの乃至マーセライズせるもの及び捺染乃至着色せるものを含む。尙Pは特惠マーチン、Iは中間稅率。

れたことを示して居るけれども、さりとてオツタワ協定前に於ける是ら品目の特惠中間兩稅率と比較する場合(前掲表参照)特惠稅率は著しい引き下げを見たものの中間稅率においては依然オツタワ協定よりも高いことが判明する。かくて今回のオツタワ協定の更改は生温い關稅低下であり、外國に對する關稅障壁としては依然高いものである。蓋しキング政府の性格は本來西部農業を背景とするとは云へ國內工業の保護をも新たに任務とせるものであるからである。併し關稅低下を受けない大部分の通商に關しては無稅輸入、現行關稅の据置き、現行特惠の安定化等が行はれ、結局是ら措置の影響を受けなかつたものは英本國對加輸出の僅か一五%にすぎない點と共に特惠最の低限よりもむしろ特惠の最高限を與へたことは加奈陀の低關稅への努力を語るものであつた。此の特惠の最高限賦與と云ふ事實は誠に注目すべきである。實に「オツタワ協定は特惠標準の固定に依つて外國に對する關稅の低減を不可能ならしめ、多くの場合第三國に對する關稅の引き上げを伴ふものであつた。別の方向への第一步は一九三七年の英加協定改訂に當り採られたが、同改訂に於いて英帝國品に對し加奈陀は固定特惠よりも最高稅率原理を採用したため、加奈陀は英本國に對する誓約を破ることなく第三國に對す

(註)

る關稅低減を行ひ得るに至つたのである。」

(註) ディートリッヒ、前掲書、二五一頁。

相對的に云つて廣汎なる加奈陀側のコンセツションに比して英本國側のコンセツションは微々たるものであつた。即ち、英本國は一般稅率と特惠稅率の最少マーチンを規定したが、現行英國關稅の維持に終始したのである。肉類、ベーコン、酪農品に對する英本國の農業保護政策は變更されず、加奈陀の酪農品に對して關稅を賦課し得るとの留保條件附で無稅が維持され、右三種品に對する數量制限をなし得可く、ベーコン、ハムに對するオツタワ協定に基く割當量二百五十萬 ハンドレッドウエイト・トン以上の場合は無稅は保證されなかつた。亞鉛に就いても同様の規定が設けられ、自動車に対する現行稅率は増加せずとされたが、結局關稅低減を見たものは簧オルガンと絹長靴下だけに限られたのである。

コンセツションの右の如き一方的性格は兩國貿易の增進度の跋行のは正となつて出現したことは云ふまでもない。即ち、加奈陀の對英輸入は一九三七年會計年度より一九三八會計年度に至る間に千五

加奈陀の對英本國貿易（會計年度）

	輸入	輸出	増加額
一九三七年(弗)	一二九、五〇七、八八五	一四四、九九九、六八九	一五、四九一、八〇四
一九三八年(弗)	四〇七、九九六、六九八	四〇九、四一、六八二	一、四一四、九八四

(註) Canadian Year Book, 1939.

百萬弗増加したに對し輸出は千四百萬弗を増加したのである。

四 外國との通商打開

英米兩國との通商關係の調整に成功した加奈陀は更に積極的に第三國との通商打開に乗り出したのである。所謂第三の政策が始まつて加奈陀の自重的政策と目される可きものが展開せられる譯であるが、かかる政策の展開が許容せられるのも偏へに英米兩國との通商關係が改良せられ、加奈陀市場に對する門戶開放が確保され、兩國との間の通商關係の合理化が進展した場合に始めて可能なる處であつた。更に英米兩國が兎に角協定稅率の設定に依つて通商の再建に進む政策を採用して始めて加奈陀は協定稅率に依る第三國市場開拓に進出し得たのである、かかる努力の實現した例として第一章に述べた日加通商協定の成立が擧げられよう。一九三六年八月十五日より實施を見た對波蘭通商協定、同十一月十五日より實施せられた對獨暫定通商條約及び清算協定は何れも最惠國待遇を與へたものである

が、是らも加奈陀の第三政策の展開と認められる。併し我々は是らの政策の地盤及び効果が第三國貿易の發展にある事實を指摘するに留め具體的な數字は次節に譲ることとする。

第三節 米加通商協定政策の影響

一 貿易の増進——輸入の増加の問題

キングの米加通商協定政策は低關稅に依る貿易の伸張、輸入の防遏よりも輸出の振興を期するにつたが、勿論かかる政策を釀成するに至つた根據は加奈陀總貿易の向上、輸出の伸展であつた。併し次表に明らかなる如くベネット政策の修正に依りかかる既成の傾向が助長せられたことは云ふまでも

加奈陀總貿易額の變動(弗)

年度(會計)	輸出總額	輸入總額	總貿易額	出超額
一九三四年	六三、九四、〇七一	四三、九八、六五	一、〇九、七三、九六	三三、二五、四六
一九三五年	七三、三三、九五	五三、四一、一五	一、三七九、〇五七、〇七八	三四、一九三、七七〇
一九三六年	八九、〇三〇、四七	七三、七九、〇〇三	一、四二、七四七、四八〇	二八六、三一、三四
一九三七年	一、〇六、一八一、九六	一、七三三、〇五七、四七三	一、七三三、〇五七、四七三	三六、三六、三〇
一九三八年	一、〇九、三八、九九	七九、〇九、九八	一、八九、二八、五七	三一、一九、元一

ない。即ち、ベネットよりキングへと政權が代り、米加互惠協定の締結の効果が全的に現はれるに至つた時期、一九三六年會計年より一九三八年會計年に至る間に加奈陀總貿易額は十七億三千萬弗より十八億七千萬弗へと四千六百萬弗を增加して居る。他方是をベネットの所謂轉向が顯著となるに至つた一九三四年より一九三六年に至る間の增加額三千百萬弗に比すれば急速調たることが判明する。かくてキングの政策が加奈陀の貿易伸張に拍車をかけたことは疑ひないのである。

併し、米加協定、オツタワ協定の修正に代表せられる如き低關稅政策に依つて輸入の増加が輸出の増加よりも大となつたことは看過す可からざる事實である。一九三八年の輸出は前年に比し九百萬弗一%の増加にすぎないので對し、輸入は千三百萬弗、一八%と云ふ著増振りを示して居るのである。かくの如き事實は加奈陀輸出入貿易に於ける割合にも現はれて居る。即ち一九三六年より一九三七年に至る間に輸入の割合は一・九%より三・〇%に増加して居るのに對し、輸出割合は逆に四・八%より四・三%へと減少したのである。先に述べた如く米加、英加兩協定に於ける加奈陀側のコンセッションは極めて限られたものであり、英米何れの側に取つても貿易促進に對する一步にすぎず満足す可きものでなかつたにも拘らず、かかる輸入の伸張と云ふ事實を伴ふに至つたのである。我々は英米と云ふ先進工業國の挾撃下にある債務國加奈陀に取つて保護關稅は必至的なものであ

ることをしばく述べ來つたが、些少の讓歩に依つても出超の著しい減退を伴ふことを想ひ合せる場合、低關稅を主張するキングと雖ども極めて限定された關稅低下しか行ひ得ないものであることを確認する譯である。此の點を國際勘定の變動に就いて説明して見よう。

左記の當座勘定表に依つて一九三六年より一九三七年に至る間商品貿易出超額は利子及び配當額よりも少くなり、ために當座勘定差額は三億九百萬弗より二千億八百萬弗へと減少し、同様の理由によ

加奈陀當座勘定（單位百萬弗）（差額）

	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
品	一九三	三一二	二一三	一八二
金	一一七	一三一	一四五	一五七
商	一一九	一四一	一七〇	一六二
旅	一一九	一三四	一四六	二五一
行	一一九	一〇九	一〇九	一〇九
者	一一九	一四	一八	二六
取	一一九	一四	一八	二五
引	一一九	一四	一六	二四
利	一一九	一四	一六	二四
子	一一九	一四	一六	二四
及	一一九	一四	一六	二四
び	一一九	一四	一六	二四
配	一一九	一四	一六	二四
當	一一九	一四	一六	二四
運	一一九	一四	一六	二四
そ	一一九	一四	一六	二四
の	一一九	一四	一六	二四
他	一一九	一四	一六	二四
合	一一九	一四	一六	二四
計	一一九	一四	一六	二四

資本勘定（單位百萬弗、差額のみ）

	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
新規債發行高	一一七	一〇六	九〇	八九
證券償還高	(一) 二七一	(一) 二七〇	(一) 一七八	(一) 一五一
證券取引	五一	八	(一) 五	二九
直接受投資	(一) 七四	(一) 八三	(一) 一〇一	(一) 一四四
その他資本項目	(一) 二三	(一) 二三	(一) 一九九	(一) 一三五
合計	(一) 一七三	(一) 一五四	(一) 一九九	(一) 一三五

(註) The Canadian Balance of International Payment, Dominion Bureau of Statistics, Ottawa.

依つて一九三八年には更に一億八千萬弗へと減少して居る。加奈陀が債務國たることを象徴する利子及び配當支拂超過額が殆んど不動の額を示して居るのであるから——是は加奈陀に對する外國投資が債券その他確定利附證券たることに基くと云へよう——商品貿易の出超額は直ちに當座勘定に於ける差額に影響を及ぼさずには措かないのである。他方資本勘定の中マイナスの根源は證券償還額である。
加奈陀の對外負債が巨大な額に上ることを考慮する場合、年々特定額の部分が償還されねばならぬことは明らかであり、更に恐慌期に於ける膨大な新規債發行に依る借入れの累積したことを考へればか

かる償還は特定額に上らねばならないのである。當座勘定の差額が大となれば、それだけ償還額も大きくなるであらうし、直接投資に對する支拂ひも大きくなる譯である。近年當座勘定に於ける餘剩は確定債務の償還、加奈陀支工場に貸し附けられた資本の拂ひ戻し、在外加奈陀證券の買ひ戻しに充當され來つたのである。世界貿易の不況に直面して加奈陀經濟混亂の種となつた負債は是らの債務であり、加奈陀經濟の自立化、高度化、對外依存の脱却を計るため、かかる當座勘定餘剩の使用は賢明であると云ふ可きである。併し出超の減退は直接には當座勘定の餘剩の減少をもたらし、間接には加奈陀經濟の自立化を阻むものであるかくの如き過程に依つて債務國たる加奈陀に取つて保護關稅が如何に必至であるかが理解されると共に加奈陀はキング低關稅政策を無條件には容認出來ない理由が與へられるのである。

(註) 前掲表に依つても資本移動全體が廣汎に亘つて商品及びサービス勘定の動向に依存して居ることが判明する。コートランド・エリオットは此の點を前に掲げた論文に於いて次の如く述べて居る。「變動する加奈陀國際收支の諸様相に就いて指摘す可き第一の最も重要な事實は、過去二十年間を通じ國際勘定の逼迫せる時期に續いて必ず加奈陀弗の減價が起つたことである。極く最近の場合(今次大戰勃發前の時期に於ける加奈陀弗の低落を指す——引用者註)を除き、かかる加奈陀弗の低落は決つて商品勘定の逼迫し、商品その他の貸方勘定が負債勘定を賄ふに足りないと思はれる時期に起つて居るのである」(Courtland Elliott, The Canadian Dollar and Capital Movement, in "Canadian Investment and Foreign Exchange" edited by J. F. Tarlins

on)。加奈陀弗の低落は債務國加奈陀に取つては苦痛である。他方加奈陀弗の低落の前期にあつては低落を修正する貿易、旅行者收入、證券移動が促進せられることも又注目す可きである。それは丁度適正なる關稅低下に依つて輸出促進を期し得ると同時に、かかる關稅低下に依つて輸入も直ちに増大し出超額の減退を惹き起すと云ふ關係に類似して居る。唯加奈陀の場合かかる關稅が當初の目的と相反した結果を招來するに至る過程が極めて急速であることを一つの特質となし得るのである。かかる特質は加奈陀經濟貿易の英米依存の大なることより来るものに外ならない。

此處で加奈陀國際勘定項目に於ける著しく目立つものとして金の移動と旅行者取引及び支工場資金の移動に就いて説明して置かう。金の移動——加奈陀の如き巨大な產金國に取つて金の輸出統計は新聞開金山の動向に依つて左右されることは當然であり、その輸出の大半は外國に於ける金準備となつて現はれる。一九三一年九月の金本位停止以來、加奈陀の貨幣金の輸出は許可制の下に置かれたため、加奈陀を巡る貨幣金の輸出入差額は僅かなものとなり、金移動統計は専ら非貨幣金、即ち加奈陀產金の賣却に基くものである。近年に於ける金輸出の増加は前篇に見た如く合衆國向に依るものである。旅行者取引——合衆國と地理的に接近して居るため、合衆國民の加奈陀旅行者は夥しい數に上り、合衆國の景氣變動に依つて多大の影響を受けることは云ふまでもない。

支工場資金の移動——加奈陀經濟の一つの著しい特質は——是は又加奈陀經濟の對外依存を最も明白に現はすものである——合衆國、英本國の親會社の支配下にある工業及び商業企業が多數存在することである。「二十世紀企業の特徴」と呼ばれるかかる支工場が加奈陀に存在することは、加奈陀高關稅の克服、加奈陀產品に對する特惠及び英帝國特惠の利用が牽引力となれることに據ることは前篇に見た處であり、ベネット高關稅政策は此の傾向に拍車をかけたと考へられよう。此處でも合衆國は壓倒的な勢威を振ひ一九三一年に於ける支工場數千二百の中、六八%は合衆國、一四%は英本國、一七%は加奈陀の支配せる處であつた。近年加奈陀に於ける支工場資金の移動が流出の動きを示して居るのは新らしき投資が止まり既設企業の収益を刈り取りつつあることを示すも

のである。

二 對米紐帶強化の意味

キング低關稅政策の影響の第二として擧ぐ可きは當然の事乍ら加奈陀關稅障壁の一般的低下と云ふことであらう。ベネット保護關稅修正以來加奈陀の關稅障壁は著しい低落を示し來り、キングの低關稅政策が全面的に効果を發揮したる一九三八年度には一九二九年以來最低點に達するに至つた。更に又低關稅政策に依り政府歲入は著しく増大するに至り、一九三八年には一九三一年以來の最高額を示して一億四百萬弗に達し、ベネット高關稅の徹底した一九三四年の七千三百萬弗に比し著しい改

加奈陀輸入品の關稅負擔

年 度	A 輸入稅(弗)	B 輸入額(弗)	A / B (%)			
			總額	有稅品額	總額に對する割合	有稅品に對する割合
一九三四年	三、五四、四七二	三、七九、六三五	二五〇、四八六、四二	一六八	二九・二	二八・二
一九三五年	三、六七、四七三	三、三一、一五三	二〇一、二四五、九三	一六・二	二八・一	二六・七
一九三六年	二、七八四、三一七	二、七九、九六三	一五〇、九三、〇五六	一四・五	二四・九	二三・七
一九三七年	二、二六三、〇五九	二、一七五、五六六	一三九、九三、六三四	一三・七	二三・九	二三・九
一九三八年	一〇三、七一九、九五二	一〇九、〇六九、九一八	一〇〇、一五、七七一	一三・九	二三・九	二三・九

(註) The Canadian Year Book, 1929 より算定。

善を見たと謂はねばならない。かくの如く低關稅政策は一應の成果を擧げたことが認められる。併しがゝる關稅障壁の低減に依る增收にも拘らず、一九二九年に比すれば尙關稅歲入は減少して居る。此の事實は課稅品の輸入が少ないと現はすものである。即ち、一九二九年の有稅品輸入額の總輸入額に對する割合は六四・九%であるのに一九三八年には五四・三%に低下して居る。かかる事實は勿論幾多の事情の結合せる結果に外ならないが、有稅品が多く國內工業保護の對象となれるもの、歲入財源——奢侈品等——の目的に合するものであることを考へれば、國內工業の發展に依る國內自給體制の進展せることを物語ると共に一九二九年に比し一九三四年以降に於ける加奈陀活況の回復は制限されたものであることを示すと云へよう。後に検討する處であるが、一九三四年以降の回復期には一九二〇年代に認められた如き合衆國よりの資本設備輸入が起らなかつた。即ち、回復が過剩資本設備の更新を見るまでに發展しなかつた譯であるが、是と加奈陀第二次產業が國內消費品需要を充たし得る點まで發展したと云ふ理由とが相合して、有稅品割合の低下をもたらしたと考へられよう。換言すれば、ベネットの高度保護關稅に守られて育成された國內工業の發展水準を基礎にしてキングの低關稅政策は可能であつた譯であり、低關稅に伴ふ國內市場の犠牲を僅少ならしめ得たのであつた。

加奈陀貿易の地域的變動も又キングの政策のかゝる効果と關聯して述べられる必要があらう。我々は先に加奈陀の輸出を左右するイニシアティヴは英米側にあり、輸入に於ける變化を動かす権柄は加奈陀の掌中にあることを述べたが、かかる事柄は一九三四年以降の加奈陀貿易に於ける變化に就いても云へることである。まず輸出部面から見よう。一九三四年に於ける對英輸出割合は總輸出の四三・三%に上りその輸出額は一九二六年以來始めて對米輸出額を凌駕するに至つたが、かかるオツタワ協

加奈陀貿易の地域的割合

	英本國		合衆國		外國	
	金額(弗)	割合(%)	金額(弗)	割合(%)	金額(弗)	割合(%)
一九三四年	二八・五六、六六	四三・三	三〇・〇七、八〇	三・〇	二七・三九八、五五	三・七
一九三五年	二九・八五、三七	三八・四	三〇・七二、五五	四・三	二六・〇九、三四	三・三
一九三六年	三一・五六、七八	三九・九	三六・〇三、四六	四・四	一七・一七一、五三	一九・七
一九三七年	四〇・九六、九八	三八・四	四三・〇四、五四	四・九	二八・一七〇、六四	一九・七
一九三八年	四六・四二、六三	三八・三	四三・三二、〇一	三・五	三七・六五、八三	三・二
英本國	金額(弗)	割合(%)	合衆國	金額(弗)	割合(%)	外國

一九三四年	一五・一〇〇、七六	二四・二	二六・一八七、六一	西四・九	九・五一〇、一八三	二〇・九
一九三五年	二二・六三、四九〇	三二・四	三〇・三、六三九、七三	五八・一	一〇・一〇八、九一	二〇・五
一九三六年	二七・八七四、八三	三〇・九	三九・四七九、五四	五八・八	三五・三三四、六四七	三・三
一九三七年	三五・五〇七、八五	三九・三	三五・七二〇、六三	五八・六	一八・六四七、〇九	三・一
一九三八年	三五・〇〇八、七一	八・一	四七・二七九、五〇七	六・〇	一五・七八一、六一〇	二・九

(註) 前掲書。

定に依る人爲的な對英結合も合衆國に於けるニュー・デイール政策の展開の前には逆轉し、一九三六年には合衆國四二・四%、對英三七・九%へ逆轉したのである。是が理由は本章の第一節に述べた處であり、加奈陀輸出に於ける最重要部門たる木材、紙の合衆國市場の發展に據るものであつた。その後一九三七年のオツタワ協定修正、米加協定は英本國、合衆國を利し、輸出市場として英米兩國市場の地位は相對的に低下し、キング低關稅政策の展開は第三國市場の向上となつて現はれるに至つたのである。

輸入市場としての合衆國の相對的地位はオツタワ協定の打撃を全面的に受け一九三四年には一八九八年以來の最低となつて全輸入額の五四・九%となつたが、直ちに回復を示し米加協定に依るキングの政策の結果には對米輸入割合の向上となり一九三六年の五六・八%より一九三八年には六一・〇%

に達した。かくて我々はキングの低關稅政策に依り對米紐帶の強化せられたことを知るのである。

以上述べ來つた如く、加奈陀貿易の好轉はキングを登場せしめ、英米兩國に對し加奈陀は解放されつあつた。オツタワ協定に依り加奈陀市場より排除された合衆國はキンダの低關稅政策に依り再び加奈陀市場へ接近し得るに至り、大恐慌開始前に於ける如く自己の經濟的支配を強化するの傾向を示し來つたのであつた。併し加奈陀市場を中心見るならば加奈陀は英米の對立市場であり、オツタワ協定修正と米加協定とを通じて加奈陀に接近し來つた兩國は再び經濟戰を行ひ、此の間を縫つて加奈陀の經濟貿易は中間者として振子の如く移動しなければならぬ立場に置かれたであらう。かくて加奈陀に於ける兩者の對立が止揚せられる爲めには、英米協定の成立に依る英米の結合が計られねばならないかつた。吾々はしかし英米協定と加奈陀の立場を検討するに先立つて、キング低關稅政策と併行して進められた小麥對策を對外貿易との關聯に於いて捉へて置かねばならない。

第四章 英米通商協定と加奈陀

第一節 キング施政の發展

オツタワ協定は加奈陀小麥に對し餘り大した經濟的效果を與へなかつたことは既に見た處であるが、是は一九三八年英米通商協定に依り簡単に加奈陀の享有した一ヅツシユル當り六仙の特惠が破棄された事實に徴しても明らかである。更に米加協定に依つても加奈陀小麥に對するコンセツションは何ら與へられなかつたが、是又合衆國自身巨大な小麥輸出國たる事情から見て當然のことと言はければならない。さりとて加奈陀小麥を巡る問題は依然重大なる點には何ら變りなく、キング施政の他の重要な一半として小麥對策の持つ地位は輕視出來ないものであり、更に小麥を中心とする西部農民は本來自由黨の地盤をなすものであつたことを考へれば尙更である。小麥問題に就いて慎重なる調査を行なつた後出て來た結論は、加奈陀最大の小麥生産州たるサスカツチエワン州農業長官たるタガートの次の言に外ならなかつた。即ち「西部農民、更に全加奈陀國民の第一の最も執拗に追求す可きは、小麥販賣量が永久に減少す可きであると云ふ命題を受容するよりも、むしろ多量に小麥を販賣すると

云ふことでなければならない。かかるタガートの言は又キングの小麥對策に就いても妥當する處である。野黨時代自由黨は政府が多額の小麥を手持して國費を使用するよりは補助金政策に依り農民を救濟す可きであると提唱したが、政權獲得後はベネットの設置せる穀物統制局の存置を決定したのである。キングの施政開始以降の小麥事情と新小麥購入政策を検討して見よう。

一九三六年六月末現在に於ける統制局の小麥手持高は八千五百萬ブツシエルとなり、一九三五年十一月末の二億九千五百萬ブツシエルに比し二億ブツシエルの減少であり、是だけ加奈陀の小麥輸出供給量が減退した譯で、先の一ブツシエル當り八七仙半の價格決定と相俟つて世界小麥界の好轉を約束するに足るものであつた。一九三六年手持小麥の操作に關聯して決定された一ブツシエル當り八七・五仙の價格は市場價格が一ブツシエル當り九〇仙以下となる場合にのみ有効たる可き旨が言明されたが、此の價格は政府に依り保證された。西部加奈陀が之を歡迎したのは云ふ迄もない。加奈陀、合衆國双方に於ける不作と需要の増大のため一九三六—三七收穫年度を通じて小麥市場價格は九〇仙を下らず、一九三七年六月三十一日加奈陀小麥の繰越高は僅か三千三百萬ブツシエルに足らず、一九三六年度產小麥は穀物統制局に受領されなかつたし、又更に次年度不作も見通されたため、巨額の未販賣小麥ストックに依る諸問題は一時解決された形となつた。一九三七—三八年度に於いても小麥市價は

九〇仙を割らず、從つて統制局は一九三七年產小麥を受領しなかつたが、實に一九三七年度收穫高は僅か千八百萬ブツシエル、一九一四年以降最低額と云ふ記錄を示したのであつた。一九三八年六月末現在加奈陀小麥繰越高は二千三百餘萬ブツシエルに減少したが、合衆國を中心とする外國の狀態は加奈陀程惠まれたものではなかつた。是らの國に於ける豐作は世界に於ける小麥需要の低調と相合して、繰越高の減少にも拘はらず一九三八年當初六ヶ月間に於ける加奈陀小麥價格下落の因をなすに至つた。一九三八年八月四日政府は統制局の最低購入價格を一ブツシエル當り八〇仙に決定し、再び統制局は西部小麥の購入に多忙となつたのである。チエツコ問題を巡り戰爭の危険が起るや一九三八年九月六、七兩日の五六仙^八/七より九月二十八日には六九仙^八/へと市價の昂騰を見たものの、ミュンヘン協定に依り戰爭の危険が去るや再び市價は低落して了つた。

キングの一ブツシエル九〇仙に依る新小麥購入政策も右の如く一時的なものであり、一九三八年に入るや從前の如き不味の狀態に陥つたのである。かかる狀態が英米協定、米加協定に入る當時の小麥事情であつた。

更にキングの手に殘された解決す可き國內的課題は失業の解消と財政問題の改良であつた。別表に明らかな如く加奈陀ニユー・ディールの施行と穀物統制局の設立に依る特別歲出は一九三六會計年

度に一億一千二百萬弗を超へ、此のため同年度の歳入不足額は一億六千萬弗の巨額に上つた。キング政府藏相ダンニングがまづ志したのはかかる赤字財政の解消であり、更に是が原因たる失業救濟費の削減を目指すことであつた。蓋し、穀物統制局設立に據る歳出は前記の如き小麥市況の回復に依つて

加奈陀歳出入（單位弗）

會計年度	歲出額	歲入額	不 足 額
一九三四年	四五、一五、九〇五	三四、六〇、五九〇	一三、四七、三一五
一九三五年	四七、一〇、五一	三六、一九、七六四	一一六、一三、八一七
一九三六年	五三、五八五、五五五	三九、一五五、九九六	一五九、九九、五五九
一九三七年	五三、一〇〇、四三一	四五、一五、七四七	一六、八五、六全
一九三八年	五四、一〇八、一一四	五六、六五、七四九	一七、七五、三六八

(註) The Canadian Year Book, 1939.

特 別 歲 出（單位弗）

會計年度	失業救濟法、公共事業建設法に據る歲出	小麥ボーナス及び穀物販賣操作に據る歲出
一九三四年	三五、八九八、三一一	○
一九三五年	六〇、六五九、八五六	○
一九三六年	七九、四一六、二五六	一一一、六三一、〇二九

一九三七年
一九三八年

七八、〇〇三、七〇二
六八、五四四、三六四

(註) The Canadian Year Book, 1939.

一九三七年にはなくなつたからである。キング政府成立後設立された全國失業委員會はまづ一九三七年度に於いて失業救濟費を七千五百萬弗以下に止む可く目指したが、同年には是が實現せず七千八百萬弗の支出を見るに至つた。併し一九三六年二月の直接要救濟者數は百八萬八百三十一人となり、前年の百十三萬六千八百四十人に比し五萬六千人へと減少し、加奈陀財政は一九三八年に至り著しい改善を見たのである。低關稅政策は國內施政の成功と共に全く加奈陀に取つて萬能の政策たるかの觀を呈したとしても何ら怪しむには當らない。かくてキング低關稅政策は更に推進さる可く是が英米協定の成立と合して米加新協定となるに至つたのである。

第二節 英米協定と米加新協定

一 協定締結の經濟的根據

キングの低關稅政策に依り、米加間の蜿々たる國境は逐次解放されつゝあつた。ホーレイ・スムー

ト關稅に依り兩國國境は閉鎖の第一歩を踏み出し、ベネット高關稅は更に此の障壁を高め、一度び建て掛けられた此の障壁はオツタワ協定に依つて決定的なものとなつた。然し、世界經濟が回復期に入るや米加間の國境は再び解放され始めたのである。かかる國境の解放を決定的ならしめたものこそ一九三八年十一月十七日歴史的調印を了し、一九三九年一月一日より實施せられた英米及び新米加通商協定に外ならない。

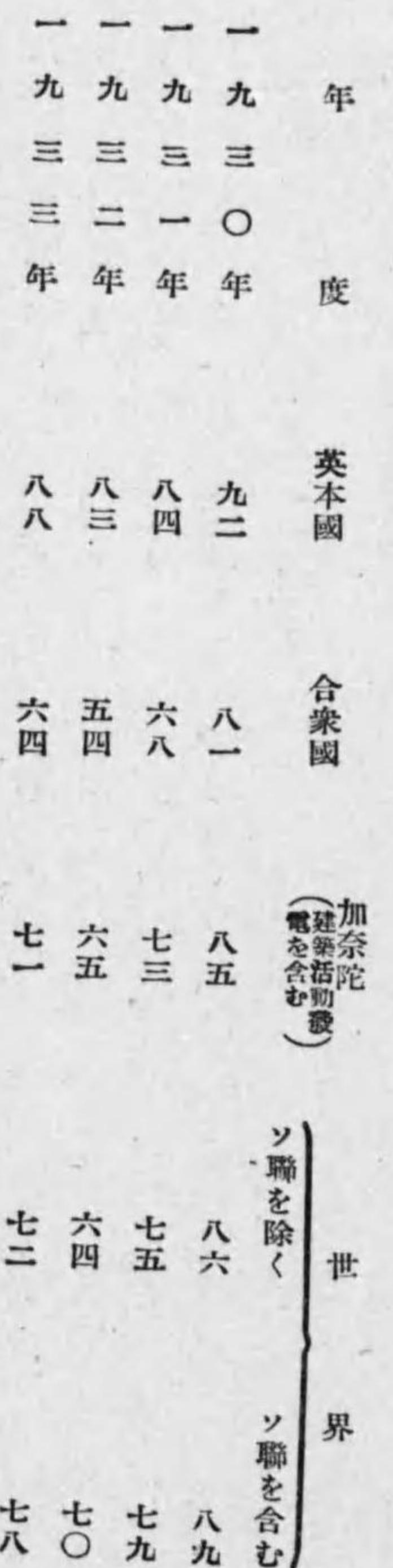
我々は加奈陀を英米の對抗點たると共に又結節點であると云ひ、又英米が對抗狀態にある場合、加奈陀の立場は何れか一方を背景として他の一方に對抗的に立ち、その自主性を示すと述べたが、一度び英米の接近が始まるや加奈陀は兩國の結節點たる役割を果すに至るのである。英米協定は兩國の接近狀態を現はし、米加協定は兩國の接近の権利たる役割を果すものと云へるのである。

英米兩國に取つては世界の現狀維持的平和が最も肝要なるものであり、彼等に取つて秩序の維持が如何に要請されたかは今此處で改めて説くまでもあるまい。英國がなほ世界の銀行であつた許りでなく、合衆國も又第一次大戰を楔機として世界の金貸しとなつたのである。英米の利害が如何に對立すると言つても、又兩者の競争が如何に激烈なものであるとしても、是らの對立抗爭は飽くまで世界の現存秩序を地盤としてのことであり、是の點に關しては兩國は利害を同一にするのである。かかる世

界の秩序維持に對する英米兩國の祈願の經濟的基礎は兩國の世界全般に對する經濟的權益に依つて説明し得るものである。したがつて日獨伊三國の歐洲及び東洋に於ける進出が是らの經濟的權益の侵害乃至是に對する脅威と受け取られるのは當然であつた。此のやうな共通の脅威に對する利害の一致が英米協定の一般的基礎をなすものである。併しかかる一般的問題の検討は更に稿を改めて論ず可きものであり、我々は論究の岐路に亘るのを避けて英米協定、米加協定締結の經濟的基礎の解明に努めることにしよう。

英國經濟は一九三一年九月に於ける金本位停止に依つて、漸次回復過程に入つたが、是が原因は恐慌打開策としての國內低金利政策に基く建築活動の活況にも一半の理由を見出しえるけれども、磅貨

英米加三國工業生産指數（一九二九年＝100）



一九三四年	九九	六六	八四	七八	八六	八六	一一一
一九三五年	一〇六	七六	九一	一〇二	九六	九六	一一一
一九三六年	一一六	八八	一〇二	一〇四	一一九	一一九	一一一
一九三七年	一二四	九二	一一一	一〇四	一一一	一一一	一一一
一九三八年	一一六	七二	一〇一	九三	一一二	一一二	一一二
一九三九年(一月)	一一一	八三	一〇一	一〇一	一一一	一一一	一一一
(註) League of Nations, Review of World Trade, 1938; 1939.							

低落とオツタワ協定に依る輸出増進こそ主要なる原因であつた。オツタワ協定に依り確かに英帝國內輸出貿易が推進せられたことは別表の明らかに物語る處である。併し、オツタワ協定が英本國に取つて必らずしも有利なものとは云へず、是の點は一九三三年英本國入超額全體の減退にも拘らず、全帝國入超額は増加した事實に徴しても判明す可く、先に述べた英加協定に依る加奈陀の利益は英本國と全帝國との場合にも妥當するのである。オツタワ協定が英本國輸出貿易の促進に寄與する處大であつたことは認められるが、英本國貿易全體の上からはを見る場合、帝國外諸國貿易を犠牲として購はれた代償としては元來不利なるものであつたと云はなければならない。他方磅貨低落に據る輸出増進が最も大なる効果を發す可き外國との貿易に就いて見る場合、此處でも是が役割は間もなく効果を失す

るに至つた事を知り得るのである。即ち一九二九年の四億五百萬磅より一九三二年一億九千萬磅に慘落した對英帝國外諸國向輸出は一九三三年には二億四百萬磅へと増加し、同じく入超額は一九二九年の四億六千萬磅より二億二千萬磅へと低落し、英本國貿易全體より見ても、又磅貨低落に依る輸出増進の効果が肯定出来るのであるが、併し一九三四年に至ると輸出の増進にも拘らず、入超額は二億五千萬磅へと増加して是が効果は輸出價額の増加にも拘らず、輸入價額の増加をカバー出来ないと云ふ

英 國 貿 易 統 計

年 度	合計(千磅)	輸 入				輸 出				全帝國
		外 國	全 帝 國	外 國	全 帝 國	外 國	全 帝 國	外 國	全 帝 國	
一九二九年	一,二三〇,七六五	六一,九三	七〇・六	三五八,八四一	二九・四	七〇,三四七	四〇四,八六	五五・五	三四,五五一	四四・五
一九三〇年	一,〇四〇,九七五	七三,五五	七〇・八	三〇四,〇三〇	二九・二	五〇,五五	三三,四一〇	五五・五	二四八,三六五	四三・五
一九三一年	六一,二五三	六三,八三	七一・三	二四七,四一九	二八・九	三五〇,六三	二六,九四九	五五・二	一七〇,六七三	四三・八
一九三二年	七〇一,六二〇	四五三,五三三	六四・九	二四八,一三七	三五・三	三六五,〇三四	一四九,五二二	五五・六	一六五,五二二	四三・四
一九三三年	六五五,〇一六	四五五,八九七	六一・〇	二四九,一三九	三八・〇	三六七,九〇九	二〇四,三九二	五五・〇	一六三,五二七	四三・〇
一九三四年	七三一,四一四	四五〇,三三九	六三・〇	二七一,二八五	三三・〇	三五五,九六六	二一〇,四一三	五五・二	一八五,五七三	四三・八
一九三五年	七五六,〇四一	四五七,四八三	六三・四	二八四,五五八	三五・六	四三,八三	三三,四六八	五五・〇	二〇四,三五五	四三・〇

一九三六年 八八三三 五六三三 〇〇九 三三、五〇 三一、四〇、七九 三三、九二 五〇・八 三六、二七 開二

(註) The Economist.

英國綜合國際收支 (單位百萬磅)

一九二三一一九年平均	(+) 七八・七	一九三〇一三二年平均	(-) 四二・三
一九三三年	(+) 一	一九三四年	(+) 七・〇
一九三五年	(+) 三二・〇	一九三六年	(+) 一八・〇
一九三七年	(+) 五二・		

(註) 外務省調査部、「英米通商協定の經濟的基礎」昭和十四年一月發行。

英本國入超額 (單位二千磅)

年 度	合 計	外 國	全 帝 國
一九二九年	四九一、四一八	四五七、〇二五	三四、二九一
一九三〇年	四七三、四二〇	四一七、五三五	五五、六四五
一九三一年	四七〇、六二一	三九三、八八七	七六、八四四
一九三二年	三三六、六四六	三〇四、〇二一	八二、六二五
一九三三年	三〇七、一〇七	二二一、四八七	八五、六二〇
一九三四年	三三五、四二八	二四九、七一六	八六、七一二
一九三五年	三三〇、二二八	二五〇、〇一五	八二、二二三

（註）前掲表より算出

一九三六年

四〇八、二一七

二九二、五六四

一一六、六四三

否定的面を表はすに至つたのである。それ許りではなく更に弗貨の四割切下げ、フラン貨の低落が加はり、磅は割高とさへなるに至つたのである。此の間の事情は英國綜合國際收支に徴するも看取し得る處であつて、一九三三年國際收支は零にまでなつたものが、一九三四年には七百萬磅のマイナスとなり是のマイナス勘定は一九三六年に千八百萬磅、更に一九三七年には五千二百萬磅となるに至つたのである。唯一九三五年に於けるプラス勘定は金入超額が合衆國弗貨切下げに依り前年の一億三千三百萬磅より七千萬磅に激減したためであつた。

かかる貿易不振に對する英本國の方策はオツタワ協定の修正となつたことは先に見た處である。元來オツタワ協定自身英本國の當初企圖したものと反対の方途、即ち外國に對する關稅障壁の引き上げに依る特惠擴大の途に依つて結成された點に於いて、英本國に取つて不首尾なものであり、更に輸出の五割、輸入の六割以上を占むる對英帝國外諸國貿易の排除に依つては英國貿易の伸脹は期し難いのであるが、さりとてオツタワ協定の全面的廢棄は許されない。蓋し同協定に依つて築き上げられた關稅障壁を除去するならば、國內市場を確保された本國農業のみならず、英帝國市場をも擴張し得た本

國工業の犠牲は必至であるからである。かくて、オツタワ協定修正運動は外國との間の双務的戰略に依る通商協定の締結となつて進展した。即ち一九三三年以降英國は獨逸、亞爾然丁、丁抹、諾威、瑞典、アイスランド、芬蘭、ソ聯、佛蘭西、リトアニア、エストニア、ラトヴィア、和蘭、波蘭及びブラジルの諸國と最惠國條項を維持しつつ互惠通商協定を締結したのであり、他方オツタワ協定修正運動は英帝國內諸領との間の協定更改となり、一九三七年には新英加協定となつた。此の場合注目すべき事柄は英國の關稅障壁が益々高度化したことである。即ち、英國の出發點は歲入の目的のための二、三の商品に對する關稅を中心とする單一關稅制度であつたが、英帝國に對する特惠を設けるため、基礎となる可き關稅を新たに英帝國外商品に課し、双務的互惠協定を締結するため他の國に對し關稅を賦課すると云ふ風に關稅障壁は漸次累増して行つたのである。

かかる英國の政策の對象として、英國貿易の主要なる相手國たる米國は當然俎上に上る可き運命にあつた。又實際かかる潛在的な英米通商交渉の可能性を現實の日程に上すに至る要因が一九三七年に

英本國の對米貿易（單位＝千磅）

年 度	輸 入 額	總輸入額に對する割合(%)	輸 出 額	總輸出額に對する割合(%)	入 超 額
一九三六年	九三、二二七	一一%	二七、六二六	六%	六五、六〇一
一九三七年	一四、一〇五	三一、四一九	八二、六八六	八%	八二、六八六

（註）東洋經濟新報社、經濟年鑑、昭和十五年版より算定。

英國貿易の變動（單位＝千磅）

年	外國	英領	計	外國	英領	計	外國	英領	計	入	超
一九三六年	二三、七三	三七、五二	五〇、〇八	一三七、四七五	五九、二〇五	一八六、七〇一	四四、一七七	一七一、七七四	一九一、七七四	一九三、六	一九三、六
一九三七年	二三、七三	三七、五二	五〇、〇八	一三七、四七五	五九、二〇五	一八六、七〇一	四四、一七七	一七一、七七四	一九一、七七四	一九三、七	一九三、七
五月	一五、五〇	五〇、三〇三	六五、八〇三	一四六、八五	一〇七、四四七	二五三、二五	八三、七三	七一、七三	一四七、七三	一四七、七三	一四七、七三
六月	一五、五〇	五〇、三〇三	六五、八〇三	一四六、八五	一〇七、四四七	二五三、二五	八三、七三	七一、七三	一四七、七三	一四七、七三	一四七、七三
七月	一五、五〇	五〇、三〇三	六五、八〇三	一四六、八五	一〇七、四四七	二五三、二五	八三、七三	七一、七三	一四七、七三	一四七、七三	一四七、七三
八月	一五、五〇	五〇、三〇三	六五、八〇三	一四六、八五	一〇七、四四七	二五三、二五	八三、七三	七一、七三	一四七、七三	一四七、七三	一四七、七三
九月	一五、五〇	五〇、三〇三	六五、八〇三	一四六、八五	一〇七、四四七	二五三、二五	八三、七三	七一、七三	一四七、七三	一四七、七三	一四七、七三
十月	一五、五〇	五〇、三〇三	六五、八〇三	一四六、八五	一〇七、四四七	二五三、二五	八三、七三	七一、七三	一四七、七三	一四七、七三	一四七、七三
十一月	一五、五〇	五〇、三〇三	六五、八〇三	一四六、八五	一〇七、四四七	二五三、二五	八三、七三	七一、七三	一四七、七三	一四七、七三	一四七、七三
十二月	一五、五〇	五〇、三〇三	六五、八〇三	一四六、八五	一〇七、四四七	二五三、二五	八三、七三	七一、七三	一四七、七三	一四七、七三	一四七、七三

計	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
三三一、五六六	二六四、一三九	五九六、五五五	四五、九八五	一九〇、六〇〇	四〇、五三五	一〇〇、一四〇	八四、九五六	一〇〇、一一四	一四一、〇六六	四三、二九二	三八、九七一	三一、六八三
九二、九九	六三、六八四	四〇、〇五六	四一、一三一	一五〇、九五六	九四、二三〇	一五〇、七三〇	八四、七三五	一四一、一三一	一四一、〇五九	一〇〇、五三一	三一、一三一	三〇、一三一
四一、一八一	四五、三四一	四一、一三六	四一、一三六	一三八、〇六三	九二、三一四	一三八、〇三一	七四、三九四	一三七、八九四	一三八、〇三一	一三八、〇三一	一三一、九一四	一三一、九一四
四〇、一四一	五九、二五五	四一、一三六	四一、一三六	一三〇、〇三一	九一、一三一	一三〇、〇三一	七四、三九四	一三七、八九四	一三八、〇三一	一三八、〇三一	一三一、九一四	一三一、九一四
三八、三九六	五八、八二三	四一、一三六	四一、一三六	一三一、八四二	八五、九二八	一三一、八四二	七四、三九四	一三七、八九四	一三八、〇三一	一三八、〇三一	一三一、九一四	一三一、九一四
三一、八四三	四一、一三六	四一、一三六	四一、一三六	一三一、八四二	八五、九二八	一三一、八四二	七四、三九四	一三七、八九四	一三八、〇三一	一三八、〇三一	一三一、九一四	一三一、九一四
三一、九〇三	四一、一三六	四一、一三六	四一、一三六	一三一、八四二	八五、九二八	一三一、八四二	七四、三九四	一三七、八九四	一三八、〇三一	一三八、〇三一	一三一、九一四	一三一、九一四
三一、九〇一	四一、一三六	四一、一三六	四一、一三六	一三一、八四二	八五、九二八	一三一、八四二	七四、三九四	一三七、八九四	一三八、〇三一	一三八、〇三一	一三一、九一四	一三一、九一四
三一、九一四	四一、一三六	四一、一三六	四一、一三六	一三一、八四二	八五、九二八	一三一、八四二	七四、三九四	一三七、八九四	一三八、〇三一	一三八、〇三一	一三一、九一四	一三一、九一四
三一、九一四	四一、一三六	四一、一三六	四一、一三六	一三一、八四二	八五、九二八	一三一、八四二	七四、三九四	一三七、八九四	一三八、〇三一	一三八、〇三一	一三一、九一四	一三一、九一四
三一、九一四	四一、一三六	四一、一三六	四一、一三六	一三一、八四二	八五、九二八	一三一、八四二	七四、三九四	一三七、八九四	一三八、〇三一	一三八、〇三一	一三一、九一四	一三一、九一四
三一、九一四	四一、一三六	四一、一三六	四一、一三六	一三一、八四二	八五、九二八	一三一、八四二	七四、三九四	一三七、八九四	一三八、〇三一	一三八、〇三一	一三一、九一四	一三一、九一四
三一、九一四	四一、一三六	四一、一三六	四一、一三六	一三一、八四二	八五、九二八	一三一、八四二	七四、三九四	一三七、八九四	一三八、〇三一	一三八、〇三一	一三一、九一四	一三一、九一四

(註) 前掲書より算出。

なく、一九三七年上半期に於いて増加を示して居た輸出貿易は七月以降減少し、更に輸入貿易も又十一月以降不振に陥つた。輸出に於ける減退は對外國向で、英領向は漸増の一途を辿り、輸入は七月以

英本國貿易に於ける割合(%)

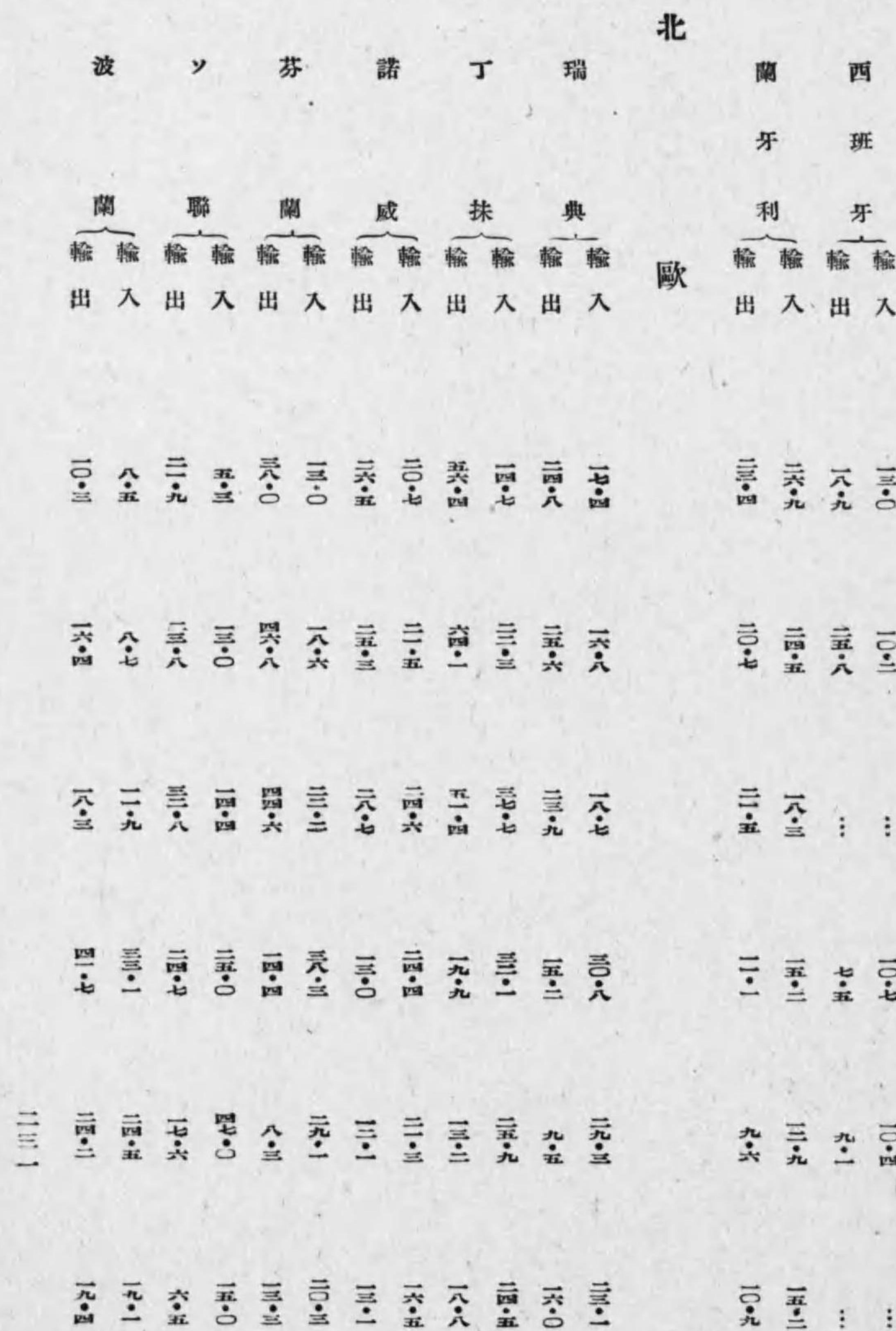
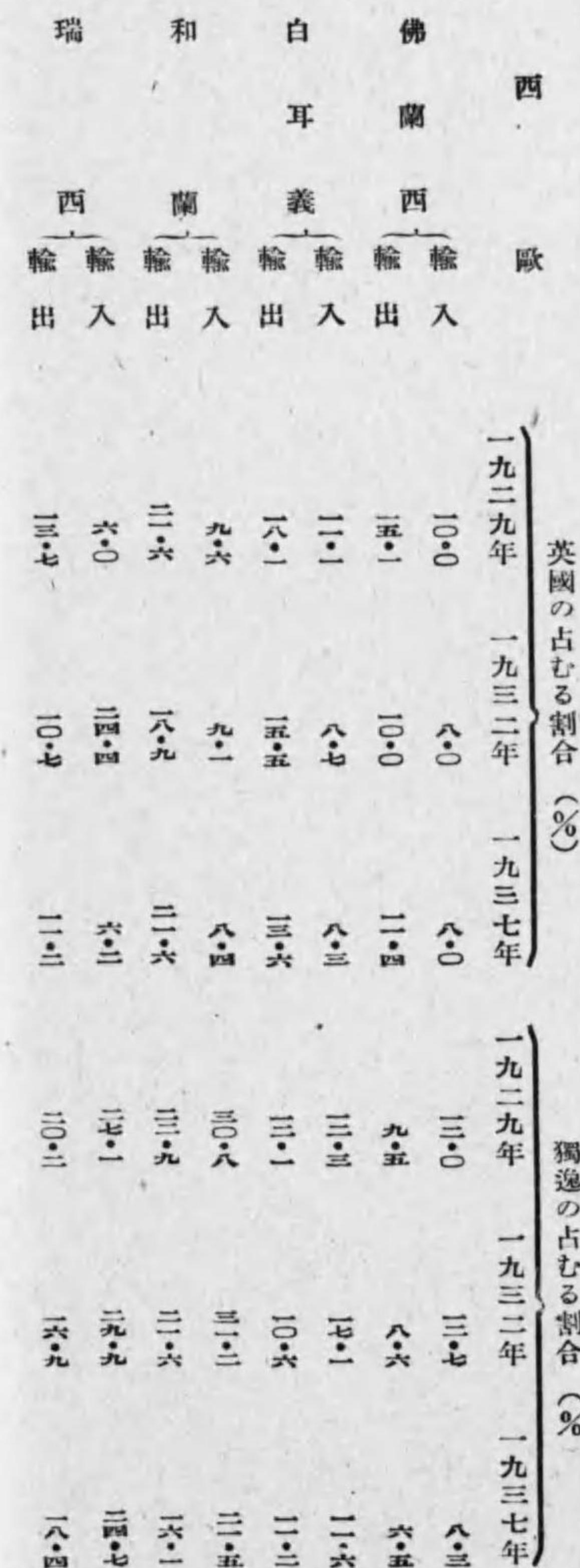
年 度	輸 入				輸 出			
	英帝國	スター・リング (註)	外 國	英帝國	スター・リング (註)	外 國	英帝國	スター・リング (註)
一九二九年	三〇・二	一一・〇	五七・八	四四・四	一七・四	四八・二	一九・九	一・九
一九三二年	三六・四	一三・二	五〇・四	四五・四	九・八	四四・八	一・九	一・九
一九三五年	三九・〇	一二・五	四八・五	四七・六	二・五	四〇・九	一・九	一・九
一九三八年	四一・九	一二・八	四五・三	四九・九	一一・七	三八・四	一・九	一・九

(註) 瑞典、諾威、芬蘭、丁抹、埃及、エストニア、ラトヴィア、ポルトガル、泰、イラク、League of Nations, Review of World Trade, 1939.

ないが、更に磅の割高に依ることも英帝國及びスター・リング・プロツク向輸出の總輸出價額に對する割合がそれぞれ一九三五年の四七・六%、一一・五%より一九三八年には四九・九%、一一・七%に

增加して居るのに外國向輸出の同割合は四〇・九%より三八・四%に減少して居る事實に徴して明らかである。然し、一九三七年に於ける貿易收支、從つて國際收支の著しい逆調の根本的原因は獨逸の進撃に伴ふ英本國の大軍備計畫に歸せらる可きであらう。獨逸の奥地太利併合、チエツコスロヴアキアの併合の如き政治的軍事的事件を我々が想起する場合、是が背後に獨逸通商攻勢の強化を忘れてはならない。

世界貿易に於ける英・獨の割合の變動



合衆國	輸入	一五〇	七・三	一〇・三	一〇〇	一〇・七	一九・七
	輸出	八・三	三・一	三・四	六・一	七・二	三・七
瓦ルグアイ	輸入	一六・六	九・四	一六・八	一〇・〇	一〇・五	二・三
	輸出	三・〇	二・七	二・四	五・六	三・四	五・八
その他の		七・五	五・六	六・六	五・九	五・六	三・〇
合衆國	輸入	六・二	七・九	六・〇	七・八	八・三	三・七
	輸出	二・二	四・〇	二・八	八・三	八・〇	三・〇
坡	輸入	三・九	三・八	三・二	六・八	九・六	四・九
	輸出	六・九	五・五	二・八	七・一	五・六	一・二
日	本輸入	二・九	四・三	四・六	〇・六	〇・六	
	輸出	四・六	四・六	〇・六	〇・六	〇・六	

(註) エコノミスト誌。

實にイーデンの集團保障的和平外交に代つてチエンバーレンの自衛的武裝外交が登場するに至つた英國は大軍備擴張に乗り出し、英國國防費は増大し、一九三七—八年度には二億六千二百萬磅、一九三八—九年度には三億四千三百萬磅となり、一九三七年一月には五ヶ年十五億磅の再軍備計畫が發表されたのである。一九三五年度英國全投資額三億五百萬磅、國民總所得四十五億三千萬磅に比し、

英國經濟全般に對する是が影響は推察に難くないであらう。是が貿易に對する影響は極めて明瞭である。云ふ迄もなく軍需品及び同原料品の輸入増大であり、軍需關係商品に對する國內市場の擴大による輸出力の削減である。かくては貿易逆調の進展は如何ともし難い。然も軍備計畫は是を削減することは許されず、他方英國工業の海外依存度は二割の高きに達する。かかる事情は英本國をして最も重要な貿易相手國合衆國へ接近せしめるに足るものであつた。ホーレイ・スムート關稅及び一九三二年の一定範圍の商品に對する關稅引き上げは、加奈陀に多大の打擊を與へた許りではなく、英國にも相當の打擊を與へたのであつた。英本國の全輸出中に占める對米輸出割合は一九二九年の六・二四%から一九三一年には四・三九%に低下し、米國の對英輸入有稅商品の平均從價稅率又一九二九年の四九・一%より一九三一年には五三・二%に増加した。然るに英國の關稅は大部分の原料品に對し一五%、製造品に二〇%奢侈品及び半奢侈品に二五一三九%と云ふ低さであつた。而も英國の對米貿易は巨額の入超である。合衆國に對しコンセツションを要求して、輸出を振興し、かくて輸入力を擴大して軍備計畫を低廉なる價格に依り行ふ可き條件と必要は熟して居た譯である。

まづ我々は合衆國に於けるハル通商政綱が可成りの成果を擧げつつあつたことを擧げねばならぬ

い。一九三八年會計年度、即ち一九三八年六月に終る十二ヶ月間に於ける協定國向輸出は十二億五千六百萬弗に上り、一九三四、三五兩暦年度平均に比し五億弗、六六・二%増加したのに對し、非協定國向

協定國、非協定國別米國貿易（單位百萬弗）

	A 一九三四、 均 三五 暦年 度平	B 一九三七 度 一九三八 會計	C 一九三七 度 一九三八 會計
輸出（再輸出を含む）			
協 定 國 (註)	七夷・八	一二五七・七	一、二六〇・三
非 協 定 國	一、四五一・〇	二、一四三・四	一、九五九・一
合 計	二、三〇七・八	三、四〇一・一	二、一九〇・四
輸入			
協 定 國 (註)	七夷・八	九七・六	一、〇八七・四
非 協 定 國	一、四五一・四	二、三六一・三	一、五七四・〇
合 計	一、八五二・四	三、三六一・三	二、五五七・四

BとAの變化

均
三五
暦年
度平

價 格

割合(%)

CとAの變化

均
三五
暦年
度平

價 格

割合(%)

(註) 最近一ヶ年間に於いて實施中の互惠協定締結相手國十六ヶ國を含む。右の中一九三五年を通じて實施せられたるものは僅か一つに過ぎなかつたが、一九三六年中には六、一九三六年半ば迄には十二、一九三七年半ば迄には十五、一九三七年半ばまでには十七となつた。最後の協定即ちチエツコスロヴァキアだけが一九三八年四月十六日に實施を見るに至つたのであるから、是だけが右統計の協定國中に含まれて居ない譯である。ディートリッヒ「世界貿易」四四二頁。

輸出は六億九千二百萬弗、四七・二%方の増加に過ぎない。他方輸入に就いて見る場合、協定國の右期間に於ける増加率は二六・二%であるのに非協定國のそれは二八・六%となつて居る。勿論かかる事實がどれだけ互惠協定に基くものかは輕々に斷言し難いが、ハルの互惠協定政策が合衆國輸出の伸張の目的を充分に達成しつつあることを示して居ることは疑ひない。加奈陀の場合にも此のことは妥當する。即ち、米加協定締結前、一九三四、三五兩暦年度平均對加輸出總額三億一千三百萬弗であつたものが一九三七、三八會計年度には五億七百萬弗へと六二・一%方増加したに對し、輸入は二億五千九百萬弗より三億五百萬弗へと僅か、一七・五%方の増加に過ぎない。輸出入増加割合の開きは協定國十六ヶ國全體の場合よりも大きい譯である。是の事實は又對英協定に對する合衆國側の希望を強化する他の一半の理由をなすものであつた。先に述べた如く加奈陀の合衆國に與へたコンセツシヨンは工業品に對するものが多く、農產品には殆んど恩恵が與へられなかつた。協定國の輸出入増加割合の開きが加奈陀相手の場合よりも小さいことは互惠協定全般が工業品に對してよりも多くの利益を與へたことを物語ると共に、ハル通商政綱の第一の目的とした農產品輸出市場を擴張しなければならぬ事情を形成する。

オツタワ協定に依つて合衆國の對加貿易が失はれるに至つたことは先に見た處であるが、英本國貿

易も又失はれ、就中農産物に就いて此のことは顯著であつた。即ち、英本國の對米輸入割合は一六%

英國の對米輸入（單位千磅）

一九二九年 一九三二年 一九三六年

一九三六年中總輸入額
中に占むる割合(%)

二三八

果 裸	六、一六	四、七〇	三、二〇四	三・六
小 獸	二、四八	五九	一、九七	二一
獸 肉	九、六九	四、五六	四、六二	五・三
魚 魚	六、二三〇	五、七四七	四、六八	三九・三
壓搾及乾燥果物	五〇二一	三、九二	三、八五	四・七
食料及び飲料合計	一四、四四一	二、七〇五	二、六八六	七・八
煙 棉	三、八九九	一、五九	一、五四〇	二・六
皮革及毛皮	一、四四二	三、七四	一、五二〇	三・六
木材及製材	一、九五	二、四七	一、三九七	五・六
化學品及藥品	一、〇二	一、二九	一、二九	一・六
電氣器具	八、五三四	一、〇〇三	一、〇〇三	一・九
機械及部分品	一、九三	一、〇〇三	一、〇〇三	一・九

英國の對加輸入（單位千磅）

一九二九年	八、三〇三	一、九
一九三二年	八、三	一九
一九三六年	四、九九	一九
一九二九年	八、七九	一九
一九三二年	一、二五九	一九
一九三六年	二、九五	一九
一九二九年	五、九七	一九
一九三二年	二、三五	一九
一九三六年	一、二九	一九
一九二九年	六、三九	一九
一九三二年	一、八四八	一九
一九三六年	二、一三三	一九
一九二九年	三、四六	一九
一九三二年	五、二九	一九
一九三六年	一、二五四	一九
一九二九年	五〇六	一九
一九三二年	二、二六五	一九
一九三六年	一、九二六	一九
一九二九年	五、五九	一九
一九三二年	一、七〇三	一九
一九三六年	七、六七	一九
一九二九年	三、四一三	一九
一九三二年	一、七七一	一九
一九三六年	一、七〇三	一九
一九二九年	七、二三	一九
一九三二年	四、一六	一九
一九三六年	七、六七	一九
一九二九年	三五二	一九
一九三二年	七、六七	一九
一九三六年	六、二四	一九

葉 ラ
食料、飲料、煙草
煙
草 下
小 粗 粉 及 精 粉
粗 粉 及 精 粉
精 製
銅 製
自動車及部分品
製 品 合 計
總 製 品

二三九

二四〇

原 料 品

銅	六六五	四八七	五八七
硬木材(未加工)	七一	四八一	七一〇
軟木材(未加工)	一、二二九	九四五	四、一〇七
製材(板及加工)	一七	七四	一、五九四
其 他 製 材	一	一	三四八
織維用木材バルブ	二〇一	二、〇七九	一、七九一
毛 皮	三六五	二、二二	二、〇八一
製 造 品	一	一	一
鐵 及 鋼	一一五	六四	一、〇八一
アルミニウム	四八五	三六六	一、五四五
銅 鉛 鋅 鋸 機 木 皮	一、〇八四	一、四四四	四、八六〇
ニッケル	五六	六七九	一、五八一
	五一六	二三	一、六六三
	四七五	六六〇	一、〇三一
	二三四	八二三	一、一二四
	二一九	二四九	一、〇三五
		四一	

革 材 條

新 聞 用 紙	二、〇九一	八七九	一、〇六四
車輛、機關車、船舶及飛行機	一、四四九	四五七	七九八
輸 入 合 計	四六、四一〇	四一、九九四	七五、〇四八
(註) 外務省調査部、前掲書。			

から一九三六年には一%に減少したのであり、是を英帝國相手の割合が二九・四%より三九・一%に増加した事實と照合するならば、英國の展開した一聯の保護關稅が對米輸入の排除に可成りの効果を擧げたことを知り得るのである。更に是を英國の對米、對加輸入品目別に検討するならば、食料品、原料品中の木材關係品、皮革製品、製品中の木材に就いて米加兩國は英國市場を廻り競争關係に立ち、専ら競爭關係にある商品に對する對英帝國特惠に依り加奈陀と米國の勢力の消長が如何に左右されたかが判るのである。小麥を實例に取り上げて見よう。一九二九年英國の對米輸入總額中四分の一を占めて居た小麥が一九三六年には事實上皆無に歸したのに對し、對加輸入は同期間に堅實に増加し一九三六年には一九二九年に比し五八%の増加を示したのである。又ベーコン、ハムの對米輸入は同期間に七百三十六萬磅より百五十六萬磅に、軟材の輸入は二百十一萬磅より百十四萬磅に減少したに對し、

オツタワ協定に依る合衆國の影響

一九三〇年度の對英總輸出額	一五三、四九七、〇〇〇磅
一九三〇年度に於ける有稅品	四五、二七七、〇〇〇磅
同總額に對する割合	二九・五%
一九三〇年度に於ける無稅品	一〇八、二二〇、〇〇〇磅
同總額に對する割合	七〇・五%
一九三二年オツタワ會議後に於いて外國品たる英植民地商品たると間はず有稅なるもの	四五、二七七、〇〇〇磅
同總額に對する割合	二九・五%
同上無稅品	三一、四八八、〇〇〇磅
同總額に對する割合	七六、七三二、〇〇〇磅
同上外國品に限り有稅なるもの合計	五〇・〇%
同總額に對する割合	二〇・五%
(1) 從價一割を超ゆるもの	四六、〇七七、〇〇〇磅
同總額に對する割合	三〇・〇%
(2) 従價一割乃至二割を課せられるもの	二〇、六五八、〇〇〇磅
同總額に對する割合	一三・四%
(3) 従價二割を超ゆるもの	九、九九七、〇〇〇磅
同總額に對する割合	六・六%

(註) 外務省調査部編「オツタワ會議の影響」。

對加輸入はそれぞれ百五十七萬磅より五百五十四萬磅へ(ベニコン・ハム)百二十三萬磅より四百十一萬磅に増加したのである。かかる打撃よりの回復に對する合衆國側の要求は當然起る可き處であつた

而も民主黨政府の政治的地盤は農村である。その對策としての農產品市場擴張の要求が英米通商協定締結の動因と考へられるのも當然である。周知の如くアメリカは龐大なる國內市場を有し、全生產額の約一割が世界市場に依存する程度で、英國の一割、加奈陀の三割に比すれば極めて低い譯である。然しだからと云つて合衆國に取つて外國市場が重要性を有たないのではない。合衆國經濟の發展は已に最高限に近付き、過剩商品及び資本を吸收す可く國內市場は相對的に狹少となり、更に大恐慌以降此の傾向は促進されたのである。ニュー・ディールの人爲的な國內市場擴張方策が失敗したのもかかる傾向のためであつたと見られよう。更に農產物の國外市場に對する依存度は工業製品の場合よりも高く、それだけに外國農產品市場に對する要求は強化せざるを得なかつたのである。ハル通商政綱の展開はかかる合衆國經濟の必然の所産であるが、此の政策の展開を一層積極的ならしめる如き事情が一九三七年夏に出現した。即ち、ニュー・ディール治下に於いて回復を辿りつつあつた景氣が此

の時反動に轉じたことである。かかる反動はスペンディング・プログラムの一層の發展、即ち、ポンブ・ブライミング政策に依つて一九三八年八月頃より再び立直りを示現するに至つたが、併しスペンディング・プログラムが敗したと同じくポンブ・ブライミング政策の効果も又政府資金の撒布の停止後も果して効果があるか否かは疑はしい。右の如きアメリカ經濟の景氣變動に對する輸出市場の有つ重要性が一九三七年反動の經驗に徴して一層明らかにせられ、特に農業に就いて著しいことが判明し、かくて重要な農產品市場たる英本國への接近の希望が現實性を有つに至つたのである。

英米兩國接近は既に熟しつつあつた。かかる英米の通商結合の滑剤として登場したのが加奈陀である。

加奈陀の經濟及び貿易が英米兩國に依存し、兩國に依つて殆んど全く支配せられると云つても過言でないことは本稿に於いて終始一貫して強調され來つた處である。併しかかる加奈陀の對英米依存のみを以てしては未だ英米通商協定交渉に於いて加奈陀の協力を必要とする理由は説明され得ない。蓋し單なる加奈陀經濟の英米依存なる一事は英米協定が加奈陀の通商、延ひては全經濟に對して多大の影響を及ぼすと云ふことは説明せられようが、一步を進めて英米側が協定締結に當り加奈陀の協力を必要とすると云ふ事情は解明せられないからである。我々は進んで此の間の事情を述べる可きであらう。

う。

實に加奈陀貿易は英米に結び付いて居た許りでなく、英米兩國貿易に取つて加奈陀は重要な地位を占めて居るのである。加奈陀がオツタワ協定を修正し、英加協定を締結するに至つた一九三七年度に就いて英米兩國貿易に於ける地位を取り上げて見よう。合衆國の一九三七年度に於ける對加總貿易額は總貿易額の一四・一%に上り何れの國よりも多く、同年に於ける對英貿易額七億三千九百萬弗に對し九億八百萬弗に上るのである。更に合衆國の輸出市場としての加奈陀は第二位にあるが、輸入市場としては第一位を保ち、對加輸出入の總輸出入に對する割合は一五・二%，一二・九%に上るのである。

一九三七年合衆國貿易に於ける對加貿易の地位（單位千弗）

對加輸入額	三九八、三〇九	同對加輸出の割合	一五・二%
總輸入額	三、〇八三、六六八	對加總貿易額	九〇七・六二五
同對加輸入の割合	一二・九%	同合衆輸總貿易額に對する割合	一四・一%
對加輸出額	五〇九、三一六	對加貿易出超額	+ 一二一、〇〇七
總輸出額	三、三四九、一六七		

であり、出超額は一億一千百萬弗である。他方英本國貿易に於いても加奈陀の地位は重要なものと

謂はねばならない。即ち、英國の對加貿易額は總貿易額の七・五%を占めて合衆國に次いで第二位に

一九三七年度に於ける英本國貿易に於ける加奈陀の地位 (單位千磅)

對 加 輸 入 額	八八、八四八	同 對 加 輸 出 の 割 合	五・三%
總 輸 入 額	一、〇二七、八二四	對 加 總 貿 易 額	一一六、三九九
同對加輸入の割合	八・七%	同英輸總貿易額に對する割合	七・五%
對加輸出額(內產)	二七・五五一	對 加 入 超 額	六一、二九七
總輸出額(內產)	五二一、三九一		

あり、輸入國としては加奈陀は總輸入額の八・七%を、又輸出市場としては南阿聯邦、英領印度、合衆國に次いで第四位を占め、その入超額は六千百萬磅に達する。

我々が前篇に於いて下した結論は次の如くであつた。即ち「加奈陀の對英本國輸出の最高なるものは植物性製品であり、對米のそれは木材、紙及び同製品である。又加奈陀輸入の最高なるものは英本国では纖維關係品、對米では鐵及び同製品である點に英米兩國の對加貿易、延いては加奈陀工業化に對する役割を看取し得るのである。即ち加奈陀は英國に食料品を供給し、英國纖維工業の市場となり、米國に木材關係品、非鐵金屬礦物を供給し、是より資本財、完成品を受け、國內工業化の手段と

して居る」。是は英米加三國貿易の一體關係の最も抽象的なる説明であり、先の英加米三國通商がそれぞれの國に取つて重要なものであることを示す統計の基本的解説と考へられよう。併しかかる結合關係を一步突き込めば對立關係が生ずるのである。即ち、英本國貿易の基本的特色は農產品を輸入して工業製品を輸出すると云ふ高度工業國に取つて典型的なものであり、加奈陀は農產品を輸出して工業品を輸入する點、正に英國と補完的と見らる可きであらう。併し合衆國が是に參加する場合、かかる英加貿易の補完的關係は攪亂されざるを得ないのである。即ち、周知の如く合衆國は高度工業國たると共に高度の農業國である。此のため合衆國は農產品を英國に輸出して加奈陀と英國市場に於いて競爭關係に立ち、他方加奈陀に工業品を送り込んで英國工業品と競合的關係に入り、加奈陀市場の爭奪戦を演ずるのである。かかる市場獲得戦は大恐慌に依つて激化し、オツタワ協定はかかる競争を合衆國の排除に依つて抑制し英加貿易の補完性を助長せんことを目指したものであつた。此の點は英米は加奈陀市場に於いて銑鐵、鋼、綿製品、石炭を中心に競爭し、米加は英本國市場に於いて木材、小麥、裸麥、ベーコン・ハム、林檎、ラード、鮭等に就いて競爭關係に立ち、オツタワ協定に依り英加兩國の與へた相互の特惠が是らの品目を中心とするものであつた事實に徴して理解せられる處であらう。

英米の協調が利害の一致を缺く場合、加奈陀は中間者たる役割を演ずるに至る。英米通商協定に於ける利害の対立は如何なるものであらうか？英本國が米國に與へ得るコンセツションは農產品を中心とするものであり、合衆國の英國より求むるコンセツションも又此の種のものであることは前に述べ來つた處より推定せられよう。英國が農產品に對しコンセツションを與へる場合、二つの方法が可能である。即ち問題を英本國自身に限る方法として考へられる英本國農業に對する保護關稅の引き下げが第一のものである。然しかかる方法に對しては英本國農業の反対があり、更に英本國に於ける再軍備と併行せる國內食糧自給計畫方針に反する。第二のものは自治領、就中加奈陀よりの輸入を米國に分割すると云ふ方法である。かくて英本國の對米農產品に對するコンセツションは兩國利害の對立を生むが、加奈陀の登場に依り對立は調整せられる譯である。即ち、英米利害の對立は加奈陀の有する對英特惠の讓歩に依つて調整せらる可きものであり、かかる讓歩に依り合衆國品に對し英帝國市場を解放せる代價として加奈陀は對米コンセツションを取得する方式が成立し、事實先の米加協定は此の方式に依つたものである。以上二つの理由に基いて若し加奈陀が英米兩國の中間に介在しなかつたならば、英米通商協定は不可能であつたであらう。

若干の浪漫的なる加奈陀人はかかる加奈陀の役割を目して加奈陀は英米兩國の媒介者と考へるかも

知れない。が併し我々はかかる浪漫的解釋に組する譯には行かない。成程英米協定に協力するだけの主體的條件は加奈陀側にも與へられて居た。オツタワ協定に依る加奈陀貿易の好轉、合衆國の回復に依る加奈陀經濟貿易の回復に乗じてベネットの保護政策が後退し、キングの自由貿易政策が展開せられつゝあつたことは先に検討した處であり、一九三六年の米加協定、一九三七年のオツタワ協定の修正はかかる政策の具體化を物語るものであり、英米協定に對する加奈陀の協力政策も是の加奈陀自身の政策線に沿ふものと考へられよう。併し、一九三八年頭保守黨首ベネットが英米通商協定に非難を浴せて「英米の政治的協定のため英國市場に於いて加奈陀の有する貴重なる特權の大部分を犠牲に供するもの」と斷言して居る如く、事實加奈陀は英國農業保護政策に依りその英國市場を削減せられ、自國市場は對合衆國製品市場として解放せられるのであつた。即ち一九三六年の米加協定に依り加奈陀の對米輸入は對米輸出よりも急速調を以て増大し、加奈陀の對米入超は累増して協定締結後二十一ヶ月間に於ける加奈陀輸入増加額千四百萬弗の中、對米輸入は千百萬弗を占めたのである。更に先に述べた如く加奈陀の關稅引き下げは加奈陀に取つて限界點にあり、關稅低下は輸出促進よりも輸入増大の促因となりつゝあつた。かかる諸條件を考慮する場合、加奈陀の英米協定に於いて演ず可き役割は媒介者として、自主的に演ぜられたものではなく、英米の必要と加奈陀の英米依存のため、

他動的に中間者たらざるを得なかつたのである。

英米通商協定は必然的なものとなりつつあり、加奈陀も又此の圈内に入り込まねばならなかつた。

ニ 英米協定、米加協定の内容

第二次歐洲大戰勃發前に於ける生々しい諸事件は我々の記憶に新らしい處である。併し、此處で英米通商協定交渉途上に於ける最大の事件として一九三八年十月のミュンヘン協定を想起せずには居られない。ミュンヘン會談は英國側の讓歩に依つてミュンヘン協定に到達し、歐洲の平和は一應確保され、世界の平和維持を念願する加奈陀の狂喜する處であつた。併し、益々緊迫を加へ來たつた戰爭勃發の危険は如何ともなし難く、英米結合は愈々具體化さねばならないものとなつて了つた。

豫備的交渉を加算すれば約三ヶ年、正式交渉のみでも一ヶ年を要した新米加通商協定、英米互惠通商協定はルーズベルト大統領出席と云ふ正式の調印式の形で一九三八年十一月十七日ホワイト・ハウスに於いてハル國務長官、マッケンジー・キング加奈陀首相、リンゼー駐米英國大使の間に正式調印を了した。之ら兩協定の背後には前に述べた如き經濟的事情が認められるることは疑ひなく、更にかかる事情が認められたからこそ歐洲情勢の未だ緊迫化せざる數年前より交渉が開始せられたのであるが、之ら協定がミュンヘン協定に於ける獨逸の攻勢に對する直接の解答たることも認められねばならぬ。

い。之ら兩協定の内容に就いて検討することにしよう。

英米通商協定は條項二十五、關稅表四、覺書八より成立して居るが、我々に取つて重要なは英米双方側の關稅讓歩を具體化した關稅表第一及び第四である。從つて條項及び覺書に就いては注目すべき點だけを指示するに止めよう。

(註) 協定條項の中注目すべき點は次の八つに概括されよう。即ち、

- (一)合衆國側及び英本國側に含まれる地域に關する協定の範圍、
 - (二)最惠國待遇及び最惠國待遇に關聯せる制限を巡る約定、
 - (三)内國稅に關する約定、
 - (四)數量的規定の賦課に關する約定、
 - (五)禁止規定の除外例、
 - (六)爲替相場に關する約定、
 - (七)課稅價格の決定に關する原則、
 - (八)協定再開に關する規定、
- 又覺書の交換は次の六つの事項を根幹とするものである。

- (一) 協議の機會、
 - (二) 対抗税及びダンピング防止税の賦課、
 - (三) 原料の入手、
 - (四) 委任統治領に對する英國特惠、
 - (五) 國際牛肉會議に關する約定、
 - (六) 國際ゴム統制協定非加盟國に對するゴム製造原料輸出に關する約定、
- (註) 第六條に依つて最惠國待遇は直接且つ無條件に與へられ、更に第四條は禁止及び制限に關する最惠國待遇を規定して居るが、かかる最惠國待遇原理は公共の保健、動植物其他の保護、金銀、武器、軍需品その他貿易に關する禁止及び制限、更に中立、治安、戰時狀態のため發生した制限に就いては例外が認められて居る(第十六條)。輸入割當制度は過去數年間のそれぞれの國の貿易割合を基礎とされる(第五條)。第九條乃至第十三條はダンピング及び關係稅品目に對して輸出補助金を支給して保護しなければならぬ事態を生ぜしむ可き行爲に關し規定して居るが、國內品或ひは輸入原料を使用して製造されたる商品に關しては内國稅に等しい追加稅の賦課の可能なる旨が規定せられ(第十四條)、關稅表に特掲せられたる商品に對する禁止、制限若しくは數量統制は禁止せられて居る(第十五條)が、併し是の規定も第十六條の例外規定を適用され、更に商品の國內統制に關聯して課せられたる諸制限若しくは同種國內商品生產に要する勞銀を引き上げるために政府の實施した國內政策に關聯して課せられる諸制限は例外とされる。英米間の爲替相場に大巾の變動があつた場合本協定は廢棄出来るし(第十八條)、本協定に依る利益の大部分が第三國に歸し若しくは關係稅品目を生產する國內生産者に重大なる打撃を與へる惧れあるときは何れの國も關稅讓歩を取消し又は修正し得るものとし
- て居る(第十九條)。課稅價格決定時に採用される一般原則の變更は許されず(第十七條)。『覺書第二はダンピング防止税を課する前に當事者間に於いて協議す可き旨規定せられる。
- 英米協定は基本的に最惠國待遇原理に依つて居るが、此の原理はまづ英帝國內に於ける特惠及び合衆國が自領並にキューバとの間に結べる特惠を除外すること(第二十一條)に依つて制約せられる。然し我々は更に協定條項の内容を検討する場合、米英協定に依つて與へられた相互の關稅讓歩が幾多の制限を賦與せられて居ることを知り得るのであり、先に述べたオツタワ會議の結果生じたる英加協定に比し此らの制約が著しく複雑なることに多大の印象を受けるのである。成程何人も社會衛生、動植物疫病の防止、社會的理由に基く貿易上の統制を承認するにやぶさかではあるまいし、特に戰爭の危険が切迫せる時期に當り貿易がより廣範圍に亘り且つ重要性を有する外交、軍事兩政策の下に從屬す可きは當然のこととせられよう。併し之ら用意周到なる貿易統制措置が緊急事態に直面して直ちに輸入制限と云ふ貿易阻礙の手段に轉化することは容易に推察し得る處である。更に又重視す可き最惠國待遇條項及び關稅讓歩に對する制限として國內統制商品に關する場合の除外が指摘出來る譯である。之ら各種の間接的行政的保護形態の適用はその適用基準が一方的に握られて居り、客觀的基準の乏しいものであり、官吏の恣意的決定に依つて左右されることが多い。此のことはビッドウエルの

「目に見えぬ關稅」(Bidwell, The Invisible Tariff) にも詳細に究明されて居る。世界輸出貿易の二八%を占めて居る英米兩國の協定がかくの如く幾多の複雜なる最惠國待遇原理に對する諸制限を賦課して居るために英米通商協定自身小規模のものとなり、與へられたる關稅讓歩すら枠の中に閉ぢ込まれて了つたのである。タスカ博士は米國貿易政策を評して、一九三四年以來の米國貿易政策の目標は多角的通商關係の復活にあり、貿易の機會均等にあつたと述べ、英國のそれは双務的通商條約制度にあり、多角的制度に基いて通商關係の全般的機會均等を建設するの意圖はなかつたと主張してハル通商政綱を賞揚して居る。勿論我々としてもかかる米英兩國貿易政策の差異は承認するし、そして又英米兩國とも世界の工業國であり、銀行國たる點に於いて貿易の機會均等に基く世界市場に於ける自由競争を利益とし、それに依つて債權者たる地位の安定を確保するを有利とする點は否定しない。然し協定條項がかかる根本的立場と反するものとなり、貿易の機會均等が幾多の保護的形態を提示せるものとなつて了つたことを看過してはならない。従つて我々は此の協定を以て經濟的自由主義の經濟的全體主義に對する抵抗と呼ぶことに賛成し難いのである。只兩國が關稅低下に努力した事實は是を認めなければならぬ。

英米通商協定に依り英本國が合衆國に對して與へたコンセツションは主として農產品であり、之が

代價として得たるコンセツションは高級纖維製品であることは言ふまでもない。

英本國の合衆國に對して與へた讓歩は關稅表第一表に具體的に現はれて居り、之ら品目の一九三六年度對米輸入額は六千八十萬磅に上り、同年の對米總輸入額九千三百二十萬磅の六五%に達して居る。此の六五%の中一一%は關稅を低減され、一五%は現存關稅率を引き上げないことを保證され、二二%は依然無稅とされ、一七%には他の形式のコンセツションが與へられた。關稅率の修正が合衆國によつてその大部分を供給される種類の商品に與へられたことは同國に對するコンセツションの効果を大ならしめるためであることも認められるが、併し加奈陀の犠牲を出来るだけ少なくせんとの意圖も含まれて居る。之に對し合衆國は英本國に對し一九三六年度對英本國輸入額四千萬磅の中二千七百萬磅、即ち六八%に就きコンセツションを與へたのである(協定稅表第四表)。

英本國よりの輸入額	稅率引下げ程度
三千四百萬磅	四〇%以上
三千六百萬磅	三〇—四〇%
二千六百萬磅	二〇—三〇%
一千四百萬磅	二〇%

是ら兩國のコンセツションの詳細に入ることを避けて英本國の與へた讓歩の中、加奈陀が英本國市

場に於いて合衆國と競争する商品に對する對英關稅讓歩、從つて加奈陀の犠牲にのみ論究することにしよう。

英本國の對米コンセツシヨンの例

	税率(C·I·F)	輸入額		對米輸入		對加輸入		單位 千 磅	
		英帝國	舊稅	新稅	價額	割合	價額		
小麥(粒)クオーター當り	無稅	二志	無稅	二七・五	二〇・六	〇・〇五%	三、三九〇〇	全・七%	
林檎(生)ハンドレッド・エイト・トン當り	無稅	四志六片	自八月十六日至四月十五日 三志	五、四一七	一、四七四・五	三六・五%	一、七〇三・四	三二・一%	
ハム(罐詰されぬもの)	無稅	無稅	二〇%	無稅	一、五〇一・九	五・三%	一、三五八・八	四・九%	
豚 脂	無稅	無稅	二〇%	無稅	二、九九・三	一、七〇一・九	七三・六	八・四%	
木 材	堅 材 (角材) 柿材、サワグルミ及 びサンシユニ材	無稅	二一・二〇%	二〇%	六、七三・三	二、八九・九	三・〇%	二、一五〇・三	三・三%
撓 軟 材	無稅	一	無稅	一	三、五三六・九	一、四四・五	五・一%	四、一〇一・九	八・二%
幅十一吋又はそれ以上のもの	無稅	一六志	一六志	一六志	一六志	一六志	一六志	一六志	
價格十八磅又はそれ以上のもの	無稅	一〇%より	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	
價格十七磅乃至十八磅	無稅	一	一	一	一	一	一	一	

幅九吋又はそれ以上のもの

價格十八磅のもの

價格十八磅以下のもの

無 稅	二〇%まで	無 稅
無 稅	一〇%	

(註) 外務省調査部、前掲書。

英米通商協定の締結を促進せんがため、加奈陀、濠洲、新西蘭、南阿聯邦は現行對英本國貿易協定に基いて有する權利の修正に賛意を表したが、加奈陀は小麥に對する一ブツシエル當り三片の特惠、林檎及び梨に對する特惠の季節的低減、罐詰林檎、冷凍鮭、特定種類の木材、護謨皮に對する特惠の引き下げを認めたのである。

是らの中、加奈陀に取つて最も重要なものは小麥に對する特惠の廢棄であらう。小麥に對する特惠、即ち外國小麥に對する一ブツシエル當り三片の關稅賦課の最大の犠牲者が合衆國であり、最大の恩恵を蒙むつたものが加奈陀であることは、英本國の對米小麥輸入價額が一九二九年の總輸入額の五分の一、即ち千百四十九萬磅より一九三六年には二萬一千磅、即ち同年小麥總輸入額の僅か〇・〇五%に減少したに對し、同期間に對加輸入額は千四百十六萬二千磅より二千二百三十九萬磅へと激減したこととに明らかに現はれて居ると言へよう。成程かかる英本國市場に於ける米加小麥戰の加奈陀の勝利は特惠に基くものと許りは言へないし、合衆國自身の生産制限に據ることが他の大きな理由をなし

て居ることは争へない。併し、かかる特惠は加奈陀小麥の立場から見る場合、必らずしも重要性を有つて譯ではなかつた。先にも言及した如く、加奈陀小麥に取つては世界市場か然らずんば死かであり、英本国市場のみを以てしては加奈陀平原地方の救濟は不可能なることは餘りにも明らかであつた。英本国がオツタワ協定で目指した處は國內農業の保護であり、是がためには關稅引き下げに依り加奈陀小麥に特惠を與へたり、或ひは加奈陀の要求する如き割當制を採用することは出來なかつたのであるが、斯くの如き英加兩國利害の折衷として生れたものが外國產小麥に對する前記の關稅賦課に外ならぬ。かかる妥協策が加奈陀小麥に幸ひしなかつたことは一九二九年より一九三二年に至る間に加奈陀小麥の對英本國輸出は千四百十六萬二千磅より千四百六十三萬五千磅に徵増したにすぎなかつた事實に徵しても判明するであらう。元來オツタワ協定に於ける特惠は加奈陀小麥の利益であつたことは當時に於ける慘澹たる世界小麥市場、加奈陀國內小麥事情に照合して認められはするが、世界市場が好轉し、更に前述の如く加奈陀國內小麥問題の發展を見るに至つた現狀にあつては右の特惠は重要性を喪失して了つたのである。一九三六年に於ける英本國小麥輸入額の八三・七%は加奈陀のものであり、之以外の主たる競争國は羅馬尼の百六十二萬磅、佛蘭西の百三十七萬磅にすぎず、既に英本國市場は加奈陀の手に確保されて居た。是の事實は加奈陀小麥の英本國市場開拓が飽和點に達したことを見

物語ると共に加奈陀小麥問題は英本國市場に依つて解決出来ないことを示すものである。更に我々は賢明なる加奈陀平原諸州民が滿洲事變以降ミンヘン協定に至るまでに繰り擴げられた國際的諸事件に依つて幾多の教訓を受け取つた事實を指摘しなければならない。周知の如く加奈陀平原諸州の人口に取つて重要なものは世界市場であり、平和なる國際關係であつた。然るに滿洲事變以降ミンヘン協定に至るまで加奈陀平原諸州に對して活氣をもたらすが如き歩みは一步たりとも進められず、小麥の大海上の中に閉ぢ込められたる二百四十萬の人口が眞面目な生活の資を稼ぎ得る如き種類の世界はます／＼縮小せられて行く許りであつた。賢明なる平原人は英國の採る宥和政策が進展する限り自分自身の經濟生活の急激なる再編成を行はねばならぬことを認め、英國は既に世界貿易の清算機關たる役割を演じ得ざるに至つた以上、彼らは小麥栽培を中止するか、それとも新たなる世界平和、世界貿易の維持者であり清算人たる國との結合に依つて世界市場に達しなければならなかつた。小麥栽培の中止は小麥の代りに牛を飼育することに依つて一部分解消するかも知れない。併し牧牛に依つては小麥栽培の如き巨大な人口は養はれず、若し牧牛業へ轉換するとなれば、西部平原諸州地域より幾多の人口が追放され、都市村落は破壊され、更に平原の經濟生活は全面的に分裂して了ふであらう。矢張り第二の途英國に代つて世界貿易の回復、世界市場の維持に努むる國との結合を計らねばならない譯だ

が、そこへ登場し來つたのが合衆國である。ハルの通商政綱が如何なるものであれ、右の如き根本的岐路に立てる加奈陀平原諸州に取つて支柱を與へたことは疑ひない。成程小麥に對する特惠の除去は加奈陀小麥に取つて損失ではあらう。併し、既に價值を低めつゝあつた此の恩恵は右の如き加奈陀小麥の直面せるより大なる問題の前には無價値にも等しかつたのである。かくて特惠廢止は加奈陀小麥栽培層より何ら重要な反対を受けなかつた。

罐詰乃至乾燥果實に就いては自治領側何れも重大なる利害關係を有し桃、梨、杏の罐詰に就いては現行税率を維持し、林檎、グレイプフルーツ、櫻桃に對して税率引き下げを行なつたが、是らは何れも加奈陀に取つて重要ではなかつた。果物の中加奈陀に取つて最も重要であつたのは林檎（生）であり、一ハンドレッド・エイト・トン當り四志六片の舊税率は、八月十六日より四月十五日に至るまで三志に引き下げられた。一九三六年度英本國の同品輸入總額は五百四十八萬二千磅であり、その中濠洲百八十七萬一千磅、加奈陀百七十萬三千磅、合衆國百四十七萬五千磅であつた。加奈陀の受け打撃は濠洲より少い。又實際一九二九年より一九三六年に至る期間に英本國の對加林檎輸入額は百七十七萬一千磅より百七十萬三千磅に減少して居るのに對し、對濠輸入は五十五萬一千磅より百八十七萬一千磅に著増して居り、關稅に依る恩恵は濠洲に對して著しく大きかつたのである。是に比し豚

肉製品の場合、加奈陀の受ける犠牲は大きい。英本國はハム（罐詰されぬもの）に對し一〇%の關稅を無稅にして合衆國にコンセツシヨンを與へた。一九三六年英本國ハム全輸入額の九二・二%は米加兩國で占め、更に一〇%の特惠に依つて加奈陀の對英輸出は一九二九年の五十三萬九千磅から百二十五萬三千磅に增加したのであつたから、加奈陀ハムの英國市場に於ける打撃は大きいと云はねばならない。豚脂に就いても又英本國は無稅を確約したが、是が影響は重要なものとは思はれない。蓋し一九二九年より一九三六年に至る間に加奈陀の同品對英本國輸出は七百二十三萬磅より七百二十四萬磅に增加して居るにすぎず、更に一九三六年に於いて合衆國は英國市場の三九・九%を握つて居るのに対して僅か一八・四%にすぎないからである。

軟材の關稅率に就いて加奈陀は別表の如く、稅率引下げに同意したが、オツタワ協定に依る差別關稅のため英國の米國軟材の輸入は一九二九年の二百十萬九千磅より百十四萬四千磅に減少し、右に對し對加輸入は百二十二萬九千磅より四百十萬七千磅に増大した。併し、英本國市場に於ける同品の競爭相手は合衆國ではなく芬蘭一九三六年對英本國輸出五百八十七萬四千磅で第一位）、ソ聯（一九三六年對英本國輸出四百七十五萬磅で第二位）であり、更に英國市場は加奈陀製材業に取つて重要な市場ではあるが、死活的意義を有するものではない點を考慮すると、此のコンセツシヨンに依つて加

奈陀の受ける打撃は小規模のものであらう。

以上が英本國が合衆國に對して行なつた對英帝國特惠の修正乃至撤廢の中主なるものであるが、その犠牲は極めて限られたものである。とは言へ英本國農業保護と云ふ英本國の見地から加奈陀は英本國の利益のため讓歩して英米通商協定を促進したのであるが、その代償として英本國が加奈陀に於いて有する特惠を減少し、是の減少に依つて合衆國に讓歩し、合衆國より反対に關稅讓歩を受領しなければならないといふ關係にあつた。かくて英米協定と同時に米加協定が締結せられたのである。次に我々は米加協定の内容に就いて述べよう。

一九三六年の米加協定は兩國貿易促進のための第一歩であつたとすれば、一九三八年の米加協定は更に大きな第二歩であつた。米加協定に依つて合衆國の加奈陀に與へたコンセツションは二百二品目に上り、一九三七年度對米輸出の八三%を占めた。此の中七千六百五十七萬七千弗、即ち一九三七年度課稅輸出品の約半ばを占むる百七品目に對して五〇%の稅率低減を行ひ、五十七品目に就いては一〇一五〇%の稅率引下げ、五品目に對して現行稅率の繼續、三十二品目に就いては無稅輸入を保證した。一九三五年米加協定に基くコンセツションは凡て維持され、割當制の採用された品目に就いては割當は全然廢止又は増加を見たのである。是のため利益を受ける加奈陀生産物の中主たるものは木

材、屋根板、馬、牛、酪農品、豚製品、馬鈴薯、魚類、穀類、秣、家禽、バルブ及び紙、金屬、非金屬礦物、鐵合金及び多種類に亘る商品であつた。他方英米通商協定に基く最惠國待遇原理に據り合衆國に於ける稅率は幾多低減を見たけれども是は餘り重要だとは云へない。

一九三九年米加協定に據る合衆國關稅及び割當量

品 目 ク リ ー ム	單 位 幘 乃 至 な き も の	稅 率		割 當 單 位 一 九 三 八 年 一 九 三 九 年	年割當量 一 九 三 八 年
		一 九 三 六 年	一 九 三 九 年		
七百封度以下	封度	一 半 仙	一 半 仙	頭	五 千 三 百 零 八
牛	封度	三仙	一 半 仙	頭	一 五 七 九
牲	封度	一 半 仙	一 半 仙	頭	一 五 七 九
白乃至愛蘭種馬鈴薯	百封度	六〇仙	六〇仙	普 ツ シ エル	七 五 〇 〇 〇
三月一十一月	百封度	四五仙	四五仙	普 ツ シ エル	一 五 〇 〇 〇
全 乳	ガロン	六 半 仙	三 半 仙	ガロン	一 〇 〇 〇 〇
鹹味あるものなきもの	ガロン	一 半 仙	一 半 仙		一 〇 〇 〇 〇

白乃至愛蘭馬鈴薯	十二月—二月 三月—十一月	百封度 百封度	七五仙 七五仙	六〇仙 三七仙	ブツシエル ブツシエル
					一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇
					六、一〇〇、〇〇〇 六、一〇〇、〇〇〇
					セ、三六四

鱈類	新鮮なるもの 冷凍せるもの	封度	二仙 二仙	一仙 一仙	封度
酪牛	七百封度以上	封度	一仙	一仙	封度
ダグラス種櫻及西部種ツガ材	關稅率 歲入稅	百萬板メ尺 百萬板メ尺	五〇仙 一・五〇弗	五〇仙 一・五〇弗	百萬板メ尺 百萬板メ尺
(註) Bidwell, The Invisible Tariff, pp. 154-5.					

併し問題の重點は加奈陀側が合衆國に與へたコンセツションにある。米加協定に依り加奈陀の對米コンセツションは四百四十七品目に及び、一九三七會計年度對米總輸入額の約五八%に達した。加奈陀側の關稅率低減は二百八十三品目であり、百四十六品目に就いて現行稅率維持を、又是ら諸品目に対する三%の特別消費稅撤廢を確約して居る。更に米英協定の場合と同じくコンセツションの主たる利益が第三國の手に入ることを防止するため、加奈陀は數量的制限、關稅評價、爲替相場の變動に就

いて自衛條項を含めて居るが、是の第三國とは言ふまでもなく日獨伊三國を指示するものであつて、當然のことではあるが、加奈陀が英米側に追隨しつつあることを明示するものである。

一九三九年米加協定に據る加奈陀側の對米コンセツション

品目	稅率		合計	對米	對英本國
	協定前	協定後			
重炭酸曹達	二〇%	一二 $\frac{1}{2}\%$	一七八	一四六	一一
硫酸及びチヨコレート曹達	二五%	一二 $\frac{1}{2}\%$	一九八	一四五	五一
錫塗リ	二〇%	一二 $\frac{1}{2}\%$	一四六	一四六	一一
亞鉛塗リ	二〇%	一二 $\frac{1}{2}\%$	一九八〇	一八八	九六〇
薄板、平延板、輪帶乃至條(鐵鋼)	二〇%	一七 $\frac{1}{2}\%$	九三八	二七九	五九六
薄板等の製造に使用するため輸入される薄板平延板等	二〇%	一七 $\frac{1}{2}\%$	四九九	二	四九六
鐵道車輛に使用される鋼輪金(製鍊されず粗製のもの)	一〇%	七 $\frac{1}{2}\%$	五〇二	一六三	三三九
ボール・ベアリング、ローラー・ベアリング	二五%	一七 $\frac{1}{2}\%$	八七五	五八七	一一五
自動自轉車、サイドカー及び部分品	二〇%	一七 $\frac{1}{2}\%$	二八〇	一七九	九八
ディーゼルエンジン及び部分品	二五%	二〇%	一、三九一	五六四	六九〇

漁業用トロール網及び釣針	二五%	二〇%	二五五	一二九	一二三
航空機用完製部分品	二五%	一五%	九四五	五一七	四二六

(註) ロンドン・エコノミスト、一九三八年十二月三十一日號。

加奈陀市場は高度工業國英米兩國の抗爭場であり、鐵鋼、綿製品、石炭を中心にして兩國は相争ひ來り、オツタワ協定に依り加奈陀市場が英本國製造工業に有利なものとなつたことは既に述べた處であるが、併しオツタワ協定に依る特惠が効果を發揮したのは僅かに綿製品に限られ、鐵鋼關係品に就いては特惠の確約にも拘らず英本國は米國品を蠶食し得なかつたのである。即ち、對米鐵鋼に對する關稅障壁にも拘らず米國の競爭力には依然強力なるものが見られた。米英通商協定に基く米加協定に依つて加奈陀が合衆國に與へたコンセツシヨンの主たるもののは鐵鋼關係品であり、右表の如く對英帝國特惠の保證は切り下げられて了つた。さらでだに英本國製品を驅逐し來つた合衆國は此の關稅讓歩に依つて更に大なる飛躍をなすに至るは極めて當然のことであらう。然し、かかる讓歩を敢へて英國が認めた原因の最大なるものは英本國に於ける軍備計畫に基く本國鐵鋼品市場の擴張、從つて輸出力の減退にありと認められ、戰爭の危機が切迫し、更に開戦を見るに至るや英本國の軍備擴充は急速化し加奈陀の鐵鋼品に對する市場は全く米國の壟斷する處となるのである。鐵鋼に對するコンセツシヨン

の外、加奈陀は合衆國に對し自動車、石炭、石油及び原棉に對し現行稅率の維持を確認して居る。かくて我々は次に是ら米英通商協定、米加通商協定締結の加奈陀に對する影響に就いて述べなければならぬ段階に立ち至つた譯である。

第三節 英米・米加通商協定の影響と第二次大戰 勃發後の加奈陀貿易政策

「新英米及び米加兩協定の及ぼした經濟的結果を完全に評價することは今の處不可能である。何故となれば、國內新事情の發展、——特に米國に於いて然りである——及び外交關係の今後の變化が國際貿易に對して決定的役割を演ずるからである。就中それは之らの既結協定及び將來ハル長官が締結す可き各國との協定が、成功を收めるか否かに懸つて居る。最近の經濟停頓の結果、米國の輸入は著しく減少し、從つて外國の購買力は可成り減退を見よう。例へば一九三八年の一ヶ年を通じて、英國からの米國の輸入は一九三七年のそれに比較して四二%の減退を示し、加奈陀からの輸入は三四%方減退した。一方英國向の米國輸出はどうかを見るに、一九三九年を通じて僅か三%の減少、加奈陀向けの輸出は八%を下落したにすぎないのである、從つて米國關稅の低減は勿論英國から、又は加奈陀

からの輸入増進に對する重要な刺戟材には相異ないが、米國國民經濟の一般的改善こそ國際貿易復活のための基礎的要請と謂はねばならないのである。而して國內經濟が復活すればハル通商政綱と相俟つて貿易はより自由化す可く、又國內の經濟復活は外國貿易の一層の自由化に依つて促進されよう」。(Raymond Leslie Buell, *The Hull Trade Programm and the American System*. 國際研究會編、

「米國通商政策の動向」所收)。

一九三九年一月一日より全面的に發効を見るに至つた英米、米加兩通商協定の經濟的効果は一九三九年九月第二次大戰勃發のため是をそれ自體として評價することは出來なくなつて了つた。併し、英米、米加兩協定の締結を見るに至る間に經濟的必然性が認められるのであり、又此の必然性は同時に今次大戰勃發を必然的ならしめた一條件であつたと見れば、大戰は英米の接近、加奈陀の英米二國への一體化、就中加奈陀經濟貿易の米國への隸屬化に拍車をかけるものであり、更に大戰に依つて本格化した加奈陀貿易の對米依存の第一階梯をなすものこそ英米協定に伴ふ米加協定であつたと云へよう

英米通商協定の結果、今次大戰勃發前に至る間の兩國貿易動向は如何なるものであらうか。左表の如く、一九三七年に於ける英本國の對米入超額は八千二百六十八萬六千磅であつたものが一九三八年

には九千七百四十萬三千磅に累増した。是は輸入の漸増にも拘らず、輸出が減退したためである。一

年 度	輸 入	内產輸出	入 超
一九三六年	九三、二二七	二七、六二六	六五、六〇一
一九三七年	一一四、一〇五	三一、四一九	八二、六八六
一九三八年	一一七、八八七	二〇、四八四	九七、四〇三
一九三九年 (一月—六月)	五三、一六二	一三、五七五	三九、五八七

(註) 經濟年鑑、昭和十七年版。

九三七年春のブーム實現後恐慌狀態に陥つた合衆國の不況狀態は一年以上にも亘つたのである。處が一九三八年夏より再び合衆國經濟の景氣回復が始まり是が三九年春まで續いた。是のため三九年上半期の對米輸出は前年に比し増加したに對し輸入は減少した。ビュエルの述べた如く、合衆國內經濟の回復と相俟つて英本國の對米輸出は伸張し、一九三九年上半期の實績に徴すると英米通商協定は英本國に取つて有利に作用したことが判明する。是の限りに於いて英米通商協定は合衆國よりも英本國に有利であつたと云へよう。併しかかる協定の英本國に對する利益も第二次大戰に依つて全く根底から

覆され、兵器廠合衆國の面目は遺憾なく發揮され、合衆國の對英輸出の著増、輸入の著減を見るに至つた。

英米貿易に對する論及は以上に止めて加奈陀貿易の變動に眼を轉することにしよう。此處でも又米加通商協定の經濟的結果は、合衆國の景氣變動のため、決定せられて、是をそれ自體として評價することは困難である。一九三八年度加奈陀の輸出は十億弗に近かつたが、一九三七年に比し一五%方の低落を示して居る。是が原因は同年前半に於ける小麥供給高の不足と外國市場、就中合衆國に於ける不況と價格後退に依るものであつた。實に一九三八年前半七ヶ月間の小麥出荷高は前年同期に比し三七%の減少を示したのである。併し、對英本國貿易は前年と事實上同額を維持し、農產品輸出の減退は基本金屬と金の輸出增加に依り相殺されたのであつた。

加奈陀總貿易額の變動（單位：百萬弗）

	對英本國			對英帝國			對合衆國		
	輸出額	輸入額	出超額	輸出額	輸入額	出超額	輸入額	輸出額	入超額
一九三八年	三九・七	二九・三	三〇・四	三四・五	一八・九	二五・六	三四・八	二七・六	一四・二
一九三九年	三八・一	二四・〇	三四・一	四三・三	一六・九	三五・四	四七・一	三八・〇	一二七・六
一九四〇年	四二・一	一三・〇	三四・一	五六・六	二三・〇	三三・〇	七五・二	三九・二	二五・〇

(註) Foreign Commerce Weekly, 1941, 2, 8.

かかる輸出不振のため一九三八年加奈陀の出超額は一九三七年の三億一千六百萬弗に比し二億七千九百萬弗に減退して了つた。然るに一九三九年に入るや歐洲危機の切迫と共に各國の軍備擴張は促進され、是に合衆國自體の軍擴が加はつて合衆國の經濟活動は活況を呈するに至り、加奈陀の合衆國市場は著しく擴大し、對米輸出は對英本國輸出の不振にも拘らず、著しい增加を示し、總輸出額は十億弗を優に突破するに至つた。他方對英輸入の減少は對米輸入の增加よりも少く總じて加奈陀貿易の對米結合は強化するに至つたのである。此處にまづ我々は米加協定に依る兩國關稅障壁の低下の第一の結果を認める譯である。更に一九三九年に於ける對米貿易を一九三八年のそれに比する場合輸出の方が輸入よりも著しく擴張して居ることを知り得る。即ち、合衆國の活況が前提とされる限り、米加協定は加奈陀に著しく有利なものであつたことが知られよう。是が米加協定の第二の結果である。是から第三の結果として加奈陀貿易の好轉即ち、加奈陀出超額の増加と言ふ事實が出て来る。

斯くの如く英米協定、米加協定は合衆國の活況を基礎にして著しい利益を加奈陀にもたらしたのである。併しかかる利益も一九三九年九月の第二次大戰勃發のため、全く相殺され、米加協定は反對物に轉化して加奈陀を不利なる状態に陥らしめるに至つた。

第四節 今次大戰勃發以降に於ける加奈陀貿易政策

一九三九年九月今次大戰勃發と同時に加奈陀は輸出入及び外國爲替に對して一般的許可制を採用したが、それは暫らくは制限的處置と云ふよりはむしろ豫防的措置として運用されたのであつた。加奈陀戦時經濟の目的は二つある。即ち、全力を擧げての對英援助、そして加奈陀自國の防衛。加奈陀は英本國を援助するため、食糧品及び軍需品を出来るだけ多量に供給し、且つ自國國防體制の強化を計らねばならないが、かかる對英輸出の増加を計るには加奈陀資源だけでは賄ひ切れない譯である。工業品に就いて云へば、加奈陀には全然ないか、或ひは不充分なる原料品及び施設の輸入増加に俟たねばならない。是がため對英輸出の増加に對英輸入増加が必然的に隨伴する譯である。つまり對米輸入の増加なくしては對英輸出の増加は期し得られないのである。

從來とても英國—英帝國は加奈陀貿易に取つて輸出市場であり、合衆國は輸入市場であつたし、更に對米入超、對英出超は何ら新らしき事實ではなく、大戰勃發以降是の傾向が急速調となつたことは次表の如くである。即ち、輸出はます々英本國に集中し、輸入は合衆國に集中するに至つた。唯問題は對英出超の增加速度が對米入超の增加速度に跋行するに至つた點にある。長年に亘り英本國は加

		加奈陀貿易 (單位千弗)		
		一九三九年	一九四〇年	
輸入	輸出	價額	總輸入に對する割合(%)	
		一八八、九〇	三・二	
英 本 國	英 帝 國	一二四、〇七	五・二	
		四九六、八八	一・二	
米 國	英 帝 國	四一四、〇六	一	
		一、一二	一	
アルゼンチン アルゼンチ ン	ブルジル ブルジル	七・五一、〇五	一〇〇・〇	
		一	一	
合計		七・五一、〇五	一〇〇・〇	
		一九三九年	一九四〇年	
輸入	輸出	價額	總輸出額に對する割合(%)	
		四三〇、八七	四・六	
英 本 國	英 帝 國	三二八、〇九	三・四	
		三八〇、五五	四・一	
米 國	英 帝 國	四、二七	一	
		四四〇七	一	
合計	合計	九四、九六	一〇〇・〇	
		一、一七八、九五	一〇〇・〇	

加奈陀主要商品輸出高

(單位千弗)

	一九三九年	一九四〇年	
品目	計	英國	米國
新報用紙	一一五、六七	一五一、三五九	八、八六六
小麥	一〇五、〇五〇	九九、五三九	七八、二四〇
自動車及部分品類	二五、五四二	六三、五九三	二〇、三九〇
肉板	三七、四四五	六三、一九三	二〇七
水	四八、八三〇	六三、七三七	一〇〇
巴	三一、〇〇〇	六〇、九三五	四六、五七六
鋼	二八、四九五	三一、〇九七	九、九七五
機	一六、三七八	三六、三三一	三、一八八
毛	一四、五七一	一六、一七七	三、二七一
亞	一五、六四五	五、八三三	三五九
斯	一四、五七一	一五、〇五〇	二七、一一一
貝	一五、〇五〇	三、三〇八	九、二四九
特	一五、〇七三	三、三〇八	一〇〇
皮	一五、六九	一五、七三一	一、一九三
粉	一五、六九	一三、四五八	一、九三三
物	一五、六九	七、八八九	一、九三三
鐵	一五、六九	一四、四八九	一、九三三
械	一五、六九	一、一九八	一、九三三
品	一五、六九	一、〇八七	一、九三三
類	一五、六九	八、八六六	一、九三三

加奈陀主要商品輸入品
(單位千弗)

一九三九年

計
英國
米國

果業機械
砂石機械
農業機械
砂石機械
實業機械
炭品

四三、八三〇
五三、七三七
三六、七七七
三三、三三三
四一、五七八
一六、一六六
二六、九九九
三三、三三三
二七、九四二
一七、九四二
一七、九四二

一九四〇年

英國
米國

機械
石油及び原油
自動車及び部分品
延壓機
製糖機
織機
紡織品
バイスキー

四三、八三〇
五三、七三七
三六、七七七
三三、三三三
四一、五七八
一六、一六六
二六、九九九
三三、三三三
二七、九四二
一七、九四二
一七、九四二

棉	花	一六、七七	三五、六〇	一	二〇、五九
電 氣 器 具		三、七〇	二、二五〇	二、三三	一八、三一
書籍及印刷物		五、五一	六、六七	一、五四	一四、八四
綿 織 物		三、四九二	二、九三	四、五三	八、三一
原 毛		四、五三	三、一九	三、一三	二、八五
エンジン及びボイラ		七、六六	三、三八七	二、三三	一〇、〇〇
ノイル及びトップ		五、八七	二、二三九	七、二〇	五、五六
陶 磁 器		七、九六	一〇、〇九一	五、二〇一	二、〇七
茶		一〇、〇九一	二、二五	一、四八三	三六
硝子及同製品		七、九五	一〇、八〇六	三、五七六	六、五七六
植 物 油		九、四四	一〇、〇三	一、三	四、三八一
（註）國際經濟週報、昭和十六年八月十六日號。					

奈陀に賣るよりも多くのものを買ひ、是が差引マイナス勘定は加奈陀證券の償還に依つて大體相殺されて居るのであり、平時にあつては加奈陀は此の弗のプラス勘定を合衆國に譲渡して合衆國資金の恒常的なマイナス勘定を相殺することが出來たのであつた。一九三九年の商品貿易勘定を見ると我々はかかる加奈陀の操作がスムースに行はれた跡を知り得るのである。然し、輸出資金磅と輸入資金弗とは英米間直接商品交換に伴ふ弗及び磅勘定のバランスが失衡せるため、取引不可能となつて居る。

そこで加奈陀はまづ英國の戦時負擔を重くしないために、英國商品の購入の促進乃至英本國住民の所有する加奈陀證券の買戻しを行なつてスターリング信用吸收の方途に出でなければならない。一九四〇年六月、帝國外の生産地よりの全輸入品に對し課せられた一〇%の戦時交易税はかかる措置と云へよう。

次いで採用さる可きは戦時計畫の進歩に連れて増大傾向にある對米輸入のための弗資金を賄ふことであり、更に加奈陀に投下された多大の合衆國資本に對する配當、利息が是に加はつて弗資金獲得の要求は切實化するのである。開戦以來一九四〇年十一月に至る十五ヶ月間に合衆國經濟活動の活況が續いたため、加奈陀の對米輸出は繼續したが、輸入は輸出よりも増加度が高かつた。一九四〇年當初十一ヶ月間に於ける加奈陀の對米輸入價額は六億二千三百萬弗に上り前年同期に比し四五・五%方の増加であり、十一月のそれは六千四百萬弗、十二月のそれは七千七百萬弗と増加の一途を示し、一九四〇年度總輸入額は七億弗を突破、最近十年の最高記録であり、更に物價水準を考慮すると一九二九年以降最高の年となるに至つた。然も輸入品目は加奈陀軍需生産を補足するに必要な鐵鋼、機械、航空機等の諸製品が顯著となつて居る。即ち、加奈陀の完製品——就中鐵鋼關係品市場は専ら合衆國の掌中に歸するに至つて居る。此の状況に就いて説明することにしよう。

加奈陀の對米輸入

二七八

一九三九年(十一月まで)

機械乗物
二〇、〇〇〇、〇〇〇弗

農機業械(トラクター)
一一〇、〇〇〇、〇〇〇弗

航空機
六、〇〇〇、〇〇〇弗

金層製機械
一九、〇〇〇、〇〇〇弗

一九四〇年(十一月まで)

機械及び乗物
五三、〇〇〇、〇〇〇弗

農機業械(トラクター)
二五、〇〇〇、〇〇〇弗

航空機
三、〇〇〇、〇〇〇弗

金層製機械
六、〇〇〇、〇〇〇弗

一九四〇年を通ずる對前年度比輸出增加一億九千五百萬弗の中八千七百萬弗は「機械及び乗物」—自動車及び航空機を含む—であつた。即ち七五%の增加である。他の四千四百萬弗に上る増加は、「金屬類」であり、その中多いのは鐵鋼及び鐵鋼原料で此の種品目の一九四〇年度輸入價額は九千二萬弗で一九三九年當初十一ヶ月間に比し九七%の增加を示して居る。又織物類は千二百五十萬弗を増加して三千八百八十九萬弗に近く、四七%方の増加であり、此の面でも合衆國は英本國を蠶食して居る。更に加奈陀が自己資源を補給する燃料たる石炭及び石油をも含む非金屬礦物の増加は二千百萬弗、一八%で總價額一億三千九百萬弗に達した。化學製品又一九%の増加を示し、その他玉蜀黍の輸入も増加して居る。加奈陀弗の對米相場が一一方割安なること、右對米輸入品の大多數のものが平時

關稅を賦課されて居ることと、先の戰時交易稅の賦課を合せ考へると右對米輸入品の合衆國價格に対する割合は四〇——五〇%に上る。是はつまりかかる合衆國側輸出價格の不利なるにも拘らず尙對加輸出が増大の歩みを止めないと云ふ點で、對米輸入增加傾向が根底の強いものであることが知られる。併し、加奈陀側から見れば軍需物資獲得のために要する弗資金の不足を意味する。一九三九年以降、加奈陀は徹底的な戰時經濟體制を採用することなく莫大なる購入を行ひ來つたが、一九四〇年末近くになると加奈陀は對米入超の累増に直面して弗資金獲得難が加重し、購入統制を行なつて戰爭に伴ふ經濟的緊張をなくさねばならぬ必要を認めるに至り一九四〇年十二月二日加奈陀戰時爲替保存法(War Exchange Conservation Act, 1940)が議會に提出され、承認を受けたが、同法案の趣旨は大藏大臣ダンニングの説明に依れば次の如きものであつた。即ち、「同法案は外國よりの不必要品の輸入を制限又は禁止して外國爲替を節約しようとするものであつて、前者は自動車、寫真機、ラヂオ、電氣及び瓦斯器具等に對する商品稅を加重するものであり、後者は戰時には不要なりと認められる百八十餘項目の外國品の輸入を禁止、但し「磅ブロックよりの輸入は絹製品の外禁止せず、又十二月二日以前に於いて加奈陀に向け輸送中のものも此の限りにあらず」となし、同様三十五項目の物品の輸入を許可制とし、更に英國品四十四項目を無稅とし、同十三品目の特惠稅率を低下せんとするものであ

つて、右英國品に對する特別措置は是に依つて英國品の輸入を容易ならしめ、一方に於いて外國品の輸入禁止に伴ふ品不足の一部を補填すると共に英本國の外貨獲得を援助し、同時に加奈陀は是以外の外國爲替支拂ひを極力節約して米國に對する軍需品の支拂ひに充當せんとするに在る」 戰時外貨節約法に依り加奈陀輸入高は年額約六、七千萬弗程度の減少を見る可く、その中米國品が最も高く全減少高の九割に上ると觀測された。

輸入禁止及び制限品目の主なるもの

第一類——爲替管理國よりの輸入品にして輸入を禁止するもの

果實及び野菜類の加工品並に罐詰、魚類、牡蠣、蟹の冷凍品、陶器及びコップ、銀器、家庭用電氣器具、凡ての仕上綿布又は衣裳、絹織物、人形玩具等

第二類——輸入を許可制とし、その輸入量を制限するもの

(一) 煙草原料

(二) 乗用自動車及びそれ以外の凡ての自動車

(三) 堅木、ベニア板、ブライウッド

(四) 生糸及びその製造品(但し人絹又は同質の人工糸の製造を除く)

(五) 石油製品一切

特惠を減免された主要英國品

綿製品、人絹製品、石炭、ゼリー、ジャム、マーマレード、家具、手袋類——免稅

藥品、石鹼、陶磁器、刃物、自轉車、ダイナモ、モータ、敷物、オイル・クロース、リノリュー

ム——減稅。

成程右の措置に依つて、對米輸入は減少す可く、更に又對英本國輸入は増加するであらう。一九四〇年十二月二日オツタワ駐在商務官は「今次歐洲開戦後、種々の困難に依り漸減し來つた英國品の對加輸出も是に依つて復活する譯である。就中綿製品、人絹製品に對する免稅並に同種外國輸入品禁止に依り日米兩國品の競争が排除されたため、英國製品の輸入は大いに増加するであらう。最近日本製の陶磁器、各種綿製品及び被服類等に依り蠶食された販路を回復することが出来ることが出來ることとなつた」と述べて居る。併し、加奈陀の對英輸出は更に増加するものと見なければならない。一九四〇年十一月十四日發表された英加食料品供給協定に依れば、一九四一年度加奈陀の對英食料品供給額は一億五百七十四萬一千弗に上り、前大戰以來最高額に達する。その中主なるものに就き見れば一九三九年對英輸出に比し如何に巨額に上るかが判然とするであらう。鮭罐詰五百五十三萬八千弗(一九三九年對英

輸出高五百五十一萬七千弗——以下括弧内同様）、冷凍鮭三百三十六萬七千弗（六萬七千弗）、その他魚罐詰三百十四萬五千弗（百七萬八千弗）、トマト罐詰二百六十五萬八千弗（百八十七萬八千弗）、乾林檎十七萬七千弗（一萬七千弗）、林檎罐詰六十六萬四千弗（九十三萬二千弗）、蜂蜜五十五萬四千弗（二十八萬九千弗）。尙此の中には小麦が含まれて居ないが、一九四一年中に一億七千萬ブツシエルとなるものとされる。對英出超増加の傾向は一九四一年度更に強化される譯である。

對米入超の傾向もかかる措置に依つて止まるものとは思はれない。成程不急品目の輸入禁止乃至制限に依り此の種品目の輸入減少は當然起ると思はれるが、先に一九四〇年度對米輸入に就いて検討した如く増加して居るのは緊急物資に於いて著しいからである。此の點は同じく十二月二日大藏大臣が下院にて言明せる處である。即ち「一九四一年に於ける加奈陀の對米輸入は一九四〇年よりも増加する可く、一九四一年度の對米輸入は史上未曾有のものとなるであらう。要するに加奈陀輸入の性格が一變するだけである。即ち、非軍需的用途に供する不急輸入の減少、緊急なる戰時施設、供給品購入の増大是である」。

かかる措置にも拘らず、加奈陀の輸入は一九四一年初頭四ヶ月間に四億二百萬弗に上り前年同期に比し九千六百萬弗を増加したが、此の中米國を含む外國よりの輸入額は三億一千萬弗、即ち七七・四

%を占め、對英帝國輸入は九千百萬弗、對英本國輸入は四百萬弗にすぎず、總輸入額の二二一・六%、〇・九%であつた。弗資金の枯渇は愈々明らかとなるに至つた。

一九四一年四月二十日成立した米加生産調整協定は實にかかる弗資金枯渇の救濟を目指したものと云へるのである。經濟上のオグデンスブルグ共同防衛協定（一九四〇年八月締結）と云はれる此の生産調整協定の要旨は（一）加奈陀は合衆國が緊急必要とする資材二億乃至三億弗を加奈陀がアメリカから購入する物資支拂ひの一部としてアメリカに供給する（二）米加兩國は相互に國防資材を相通じ最大限にまで生産を助長し最も有効に生産計畫を調整する、にあるが、加奈陀の弗資金枯渇せるため、一九四〇年の對米支拂勘定三億二千五百萬弗の漸減を計る可く合衆國は加奈陀より軍需原料及び船舶等の供給を受け、合衆國は加奈陀が英本國向裝備、武器の製造に使用する原料を武器貸與法に基き、輸送することとなつた。

戰爭の規模が擴大するに連れて米加の緊密化は促され、一九四一年九月七日には米加經濟委員會が設立され、米加兩國の經濟、產業、財政の一體化が計られたが、是が實施項目中一般貿易制限の緩和が含まれ、米弗と加奈陀弗の平價が確認された點は注目されてよい。兩國生産の共同化はます／＼促進され、同年十二月二十三日には更に米加軍需生產合作計畫が米加兩國軍事委員會の手に依り決定さ

れ、その中で兩國貿易制限緩和方策は更に徹底化され、次の如く取り極められるに至つた。即ち、戦時に於いては兩國間に介在する關稅、輸入稅等の法規命令にして一般物資通過の障碍となるが如き制度は之を撤廢す可きものとなつたが、開戦以來加奈陀が賦課し來つた購入制限のみならず、加奈陀工業の保護關稅は一切廢止されるに至り、今や兩國經濟貿易の國境は消滅し去つた譯である。

他方、加奈陀の對英本國出超は累増の一途を辿り、エコノミスト誌に據れば開戦以來一九四二年三月末までの期間に於ける對英本國出超額は累計十八億七千萬弗に及び、是が支拂ひは二億五千萬弗は金賣却、七億一千四百萬弗は加奈陀地方債、公債の賣却、一億二千六百萬弗は加奈陀民間企業社債の中賣却に依り行はれ、残り七億八千萬弗は倫敦金融市場に於ける短期債とされた。併し是の短期債の中七億弗は利拂ひ節約のため長期債に借換へが行はれたが、尙殘額八千萬弗があり、他方英國の對加投資は一九三七年の二十五億弗より十億弗に減少して居り、更に又對英輸出の出超は増加する一方である。かくて一九四二年五月二十七日加奈陀は英本國に對し十億弗のクレデット供與の方途に出でたのである。我々は加奈陀が對英債權國に化しつつある事實を認めなければならない。

戰局の進展は周知の如く大西洋憲章を生んだが、大西洋憲章は米加兩國に關しては一九四二年十一月三十日の米加協定となつて現はれた。協定の骨子とする處は

- (一) 米加兩國政府は戰後兩國相互の福祉に資す可き經濟關係促進の措置を講ずること、
- (二) 本協定には同様の意向を有する他國も參加し得ること、
- (三) 生產擴充、勞力補充及び關係國民の自由並びに福利のための物資の交換に關して適當なる對内的、對外的手段を講ずること、
- (四) 貿易障壁の轉換を計ること、

に概括される。即ち戰爭を通じ戰後に及ぶ米加兩國關係を規整せるものが此の協定であるが、我々は再びハル通商政綱が此處に展開されて居ることを知るのである。戰爭を通じて對米紐帶はます／＼強化し、對米入超の累増に依る加奈陀の對米債務國たる地位は強化される一方である。然し、財政の獨立化を希望する加奈陀は武器貸與法に依る對米輸入を探らず、専ら現金支拂を建前として居る。かくて一九四三年一月二日には加奈陀は合衆國に於いて新規募債を行ふ旨發表するに至つて居る。

結論

以上、我々は加奈陀貿易政策の發展を詳細に檢討し來つたのであるが、加奈陀貿易政策を決定するものは加奈陀貿易であることは言ふまでもない。前編の結論に於いて述べた加奈陀貿易の基本的特色から出て来る加奈陀貿易政策の特色は左の如く要約せられようし、本稿に述べた貿易政策の發展は是

らの特色を裏付けるものに他ならない。

一、加奈陀の輸出量は國內生産量の三割を占め、外國市場は加奈陀國內經濟の死活を決定するが、此の故に加奈陀の貿易政策は國家經濟政策の最も重要なものをなし、更に對外政策の大部分は貿易政策に集中せられる。

二、加奈陀貿易の殆んど凡ては英米二國相手であるが、此のため加奈陀の貿易政策は英米兩國政策に追隨し、制約されざるを得ない。

三、英國市場は輸出市場として、又米國市場は輸入市場として顯著なる性格を示して居るが、歴史的傾向としては米國の重要性が相對的に向上しつつある。此のため、加奈陀貿易政策は對英特惠の維持に努力しながらも對米關稅讓歩に就いて慎重たらざるを得ないが、歴史的傾向としては米國の通商政策に依つて左右される程度が濃化しつつある。

四、加奈陀生産物は多様性を缺き、比較的少數の單一商品が輸出貿易の大部分を占めるため、加奈陀貿易政策の決定は比較的單一なる國內層に依つて決定される。例へば小麥栽培者層

五、此の比較的少數の單一商品の輸出が米國或ひは英本國に徹底的に依存して居る。此のため、加奈陀貿易政策に對する利害は兩國の何れに重點を置くかに依つて相反することが多い。

併しかかる加奈陀貿易政策に於ける諸々の特色は更に基本的な事情、即ち英米と云ふ二大先進工業國、更に合衆國と云ふ巨大な農業國に直面して居ると云ふ事實に依つて制約されて居る。したがつて加奈陀貿易政策は自國經濟の擁護のため高度の保護政策を終始一貫して餘儀なくされ來つたのであり、今後も此の必要は緩和されることはない。此の點では加奈陀は、その貿易政策が英米兩國に依つて左右されると云つても、此の高度の保護關稅を出發點として、或ひは英本國に特惠を與へたり、合衆國にコンセッショーンを與へたのであって、その自主性を全然失なつたものとは云へない。

一九三〇年ホーレイ・スムート關稅に依つて合衆國市場より排除された加奈陀は英本國に赴き、是が英加協定となつて現はれたが、更に合衆國に於けるハル通商政綱の展開に依つて再び合衆國に引き寄せられた加奈陀は一九三六年米加協定に依つて再び合衆國に結合した。此の期間に於ける加奈陀の英米間に於ける動搖は要するに英米兩國の對立と云ふ事實に據るものであり、決して加奈陀の自主性に依るものでない點は注目されねばならない。併し一九三八年英米の結合が完成するや加奈陀は此の二國の楔となつて一九三九年の英米通商協定、米加通商協定の締結に身を投じたのである。つまり、一九二九年後に於ける加奈陀貿易政策は英加協定を第一段階として英本國に接近し、米加協定を第二段階として合衆國に結び付き、更に英米協定、米加協定に依つて三國一體化を實現したのである。併

し今次大戦は三國一體化關係を強化する許りであるが、此の一體化は必らずしも三國の合一をもたらすものではなく合衆國に加奈陀が隸屬する程度が強化され、是に伴なつて加奈陀の英本國に對する經濟的自立が強化されると云ふ關係を指すものに外ならない。

かくて加奈陀は英帝國成員としてはます／＼經濟的に獨立した強き一員となり、他方米洲成員として、ます／＼弱き一員となる譯である。併し、注目す可く更に検討されねばならないことは米洲成員としての加奈陀の地位である。成程米加の一體關係は兩國經濟關係の補足關係を強めるものであらう併し、此の二國に於いてすら重大なる利害の對立がある。小麥がその好々例であらう。米國が加奈陀をその廣域經濟圈に入る爲めには此の點が解決されねばならない。中南米に至つては加奈陀は極めて關係薄く、その立場は更に一層對蹠的なものである。即ち、一九三九年度に於ける加奈陀の對南米輸出は總輸出の一分八厘であり、同輸入の割合は二分八厘であつた。戰爭中對南米貿易は増加しつつあるが、工業國としての加奈陀は中南米市場で合衆國と抗爭し得ないし、食料品及び原料品に就いては中南米諸國と競爭的立場にある。今次大戦に依つて加奈陀も中南米も共に歐洲市場を喪失してしまつたし、國外市場に依存することの高い加奈陀に取つて中南米との貿易打開は一縷の望みを囁するに値ひするかも知れない。一九四〇年十月に於ける南米に對する加奈陀通商使節團の派遣は此の間の

事情を物語るものであらう。併し、基本的な點では加奈陀と中南米との經濟關係は容易に變へられるものではない。依然加奈陀に取つて重要なのは英本國をも含む歐洲市場であらう。キング加奈陀首相は加奈陀の立場を説明して一九四一年八月七日下院に於いて次の如く言明して居る。即ち、

「此際加奈陀の汎米同盟參加案乃至對米相互援助條約締結案を議することは徒らに英帝國の内部的紐帶が弱化したかの如く見られるだけであらう。従つて政府は斯る提案を一切取り上げない」と。

此の立場が如何なる程度まで維持され得るかは、一にかかるて今後の戰争の推移に伴ふ對米關係の發展にある譯である。換言すれば加奈陀自身の經濟が今次戰争に依つて如何なる程度まで對米關係に適應したものに編成替へされるかにあるわけであるが、現在までの處英米兩國共に之を廣域經濟的に解決しようと言ふ方向を採つて居るとは言へない。一九二九年以來に於ける三國間の經濟貿易關係を考察して、我々は是らの國々の政策が常に經濟的關係の推移に追隨して行はれ來つたことを明らかにすることが出來たと思ふ。今次大戦の發展に伴ふ新たなる經濟關係は勿論又此の三國間の政策をも決定して行くことと考へられるが、それは政策に依つて指導せられるものとはならないのではなからうか。米加間廣域經濟の難點はむしろそこに求められるのではないかと考へられるのである。

(終)

914

116

貿易振興協会 日本貿易研究所編
調査彙報

第一輯 昭和十四・五年度本邦貿易分	昭和十九年五月十五日	印 刷
第二輯 ナチス歐洲新秩序と國際貿易關	昭和十九年五月十五日	定 稅相當額
第三輯 佛領印度支那と貿易		四八
第四輯 今次大戰迄の獨逸對外貿易と ナチス政府の貿易政策		販賣
第五輯 戰時下佛蘭西の經濟情		販賣
第六輯 阿弗利加州向本邦雜貨輸出の分		販賣
第七輯 泰國の産業貿易		販賣
第八輯 歐羅巴廣域經濟に於ける 白耳義及び和蘭の地位		販賣
第九輯 比律賓の資源と貿易		販賣
第十輯 馬來の資源と貿易		販賣
第十一輯 加奈陀の貿易及		販賣

メキシコ領價の賃易策刊易錢易錢五十錢

第十三輯 加奈の貿易及び貿易政策（後編）

昭和十九年五月十日 印 刷 定
稅相當額

四八 貳圓四十八錢

昭和十九年五月十五日 發 行 合
計

販賣

財團法人日本貿易振興協會

日本貿易研究所東京調査部

著者 宇野弘藏
代表者 伊藤健

東京都麹町區丸ノ内一ノ二
財團法人 日本貿易振興協會

日本貿易研究所東京調査部

發行者 文成社印刷所
文協一一二

東京都神田區錦町二ノ五

印刷所 文成社印刷所
文協一一二

東京都神田區錦町二ノ五

印刷者 前田宗
松

東京都麹町區丸ノ内一ノ二

發行所 財團法人 日本貿易振興協會
出版會員番號 第二二二二七號

(發行承認番號 440035) 1,500部

II K 11

法人團

日本貿易振興協會

(東京都麁町區丸ノ内一丁目二番地
日本工業俱樂部ビル内)

法人團

日本貿易振興協會關西支部

(大阪市北區宗是町一番地
大阪阪ビル内)

財團法人

日本貿易研究所

(大阪市北區宗是町一番地
大阪阪ビル内)

財團法人

日本貿易振興協會

(東京都麁町區有樂町一丁目五番地
毎日別館内)

終